

第 3 編

優秀知的財産の創出・活用の促進

第1章 政府R&Dと知的財産権の連携強化

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 チョン・ウジン

国家研究開発事業は国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性が高まり、優秀特許が作られるなど様々な波及効果がある可能性があるので、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要があり、これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す必要がある。

2. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 チョン・ウジン

イ．推進背景

特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,802課題、2009年4,012課題、2010年3,335課題、2011年4,424課題、2012年3,649課題の国家研究開発事業に対して特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ．推進内容及び成果

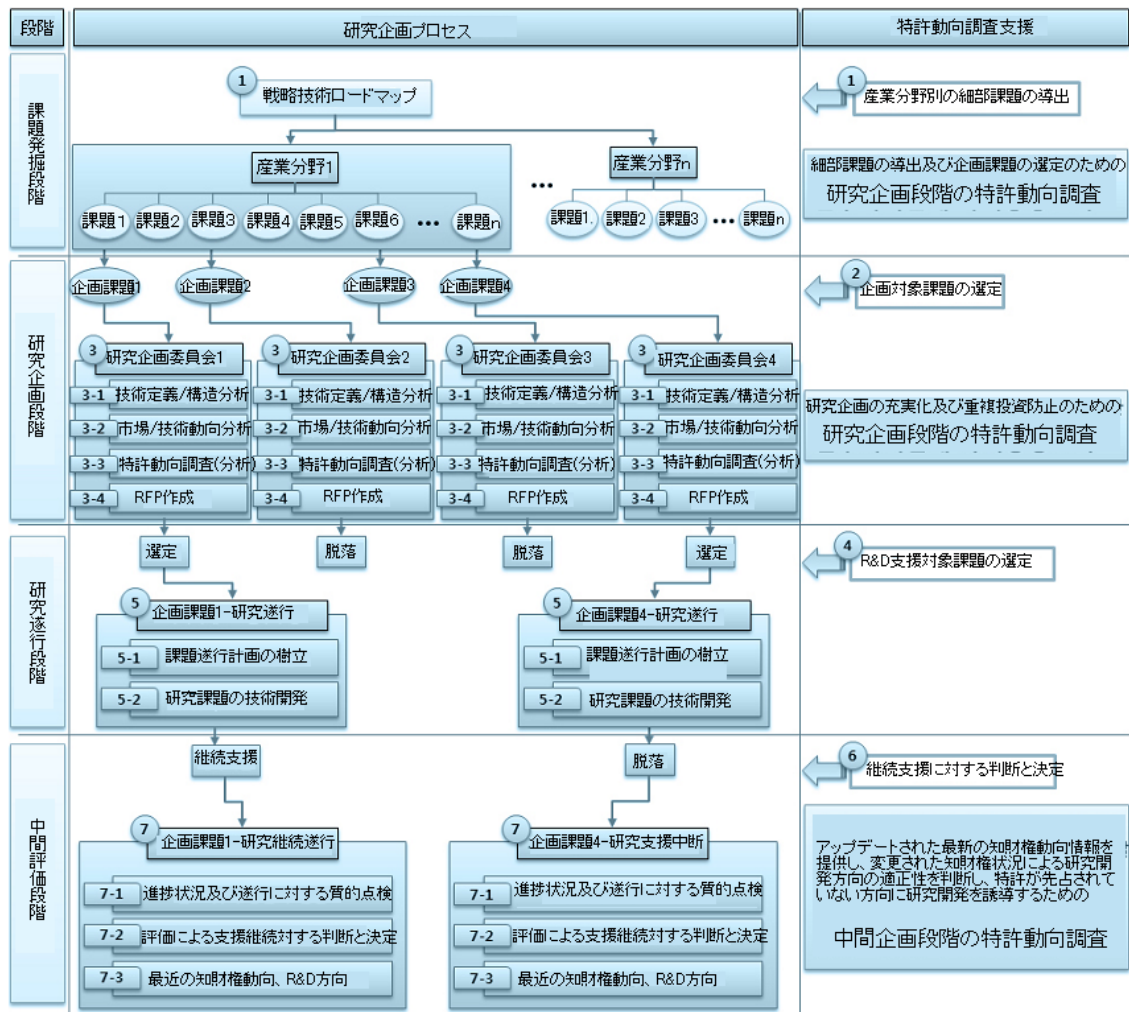
特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発機関が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階、研究遂行段階で開発中の技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供し、特許が先占されていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そのため、各機関の研究開発事業企画のための予算、期間には特許動向調査が反映されるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針など関連規定に特許動向調査に対する具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発機関との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を選定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各機関では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4機関で211課題、2007年には6機関で290課題、2008年には7機関で407課題、2009年には7機関で413課題、2010年には9機関で558課題、2011年には11機関694課題、2012年には13機関で735課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。

＜図Ⅲ－１－１＞国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得た分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイトであるe-特許国(www.patentmap.or.kr)を通じて公開し、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

＜表Ⅲ－１－１＞2012年の国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

区分	政府機関	研究開発の事業名	課題数
研究企画時の 特許動向調査	教育科学技術部	未来有望融合技術パイオニア事業	24
	教育科学技術部	中堅研究者支援事業	1
	国土海洋部	建設交通研究企画事業	16
	国土海洋部	交通体系効率化事業	7
	国土海洋部	再生エネルギー活用技術開発事業	2
	国土海洋部	地域技術革新事業	1
	国土海洋部	研究装備開発及びインフラ構築事業	2
	国土海洋部	先端港湾建設技術開発事業	2
	国土海洋部	海洋安全及び海洋交通施設技術開発事業	3
	国土海洋部	海洋研究企画事業	4
	気象庁	気象気候地震開発事業	6
	企画財政部	国家研究開発事業の予備妥当性調査	8
	農林水産食品部	Golden seedプロジェクト	1
	農林水産食品部	農林素材技術開発事業	1
	農林水産食品部	農林水産食品研究開発ロードマップ	6
	農村振興庁	研究政策局固有事業	5
	農村振興庁	国立食糧院機関固有事業	18
	農村振興庁	国立農業科学院機関固有事業	20
	農村振興庁	国立園芸特作科学院機関固有事業	21
	農村振興庁	国立畜産科学院機関固有事業	1
	農村振興庁	農業共同研究事業	5
	文化体育観光部	先端融複合コンテンツ技術開発事業	20
	文化体育観光部	コンテンツ産業技術支援事業	15
	放送通信委員会	放送通信オリジナル技術開発事業	42
	防衛事業庁	国防科学研究所(鎮海)機関固有事業	1
	防衛事業庁	軍民技術協力パイロット事業	4

防衛事業庁	複合材料低騒音音響センサー技術開発	1
防衛事業庁	自艦音響信号のリアルタイム制御システムの開発	1
防衛事業庁	戦術情報通信体系開発事業	9
保健福祉部	保健医療研究開発事業	11
保健福祉部	政府機関の医療機器研究企画事業	9
保健福祉部	研究中心病院育成方案R&D戦略企画研究	24
山林庁	山林科学技術開発事業	14
山林庁	林業技術研究開発事業	30
山林庁	山林生物種研究事業	4
知識経済部	エネルギー技術開発事業	70
知識経済部	新再生エネルギー融合源泉技術開発事業	6
知識経済部	エネルギー未来技術プロジェクト	3
知識経済部	軍民兼用技術開発事業	2
知識経済部	感性タッチプラットフォームの開発及び新産業化支援事業	8
知識経済部	素材部品技術開発事業	40
知識経済部	自動車ユニ素材化ロードマップ	1
知識経済部	新産業融合源泉技術開発事業	42
知識経済部	注力産業融合源泉技術開発事業	50
知識経済部	情報通信産業融合源泉技術開発事業	66
知識経済部	建設技術研究院機関固有事業	11
知識経済部	キムチ研究所機関固有事業	1
知識経済部	韓国機械研究院機関固有事業	48
知識経済部	産業技術研究会研究事業	1
知識経済部	産業技術研究会共同支援団事業	8
知識経済部	電子部品研究院研究開発事業	5
知識経済部	韓国電子通信研究院研究開発支援事業	1

中間企画時の 特許動向調査	環境部	土壌地下水汚染防止技術開発事業	1
	環境部	野生生物資源活用支援技術開発事業	1
	教育科学技術部	公共福祉安全研究事業(中間)	9
	教育科学技術部	未来有望融合技術パイオニア事業(中間)	5
	教育科学技術部	新技術融合型成長動力事業(中間)	15
	知識経済部	電力産業源泉技術開発事業(中間)	1
	知識経済部	エネルギー融合源泉技術開発事業(中間)	1
	13機関		735

2)国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

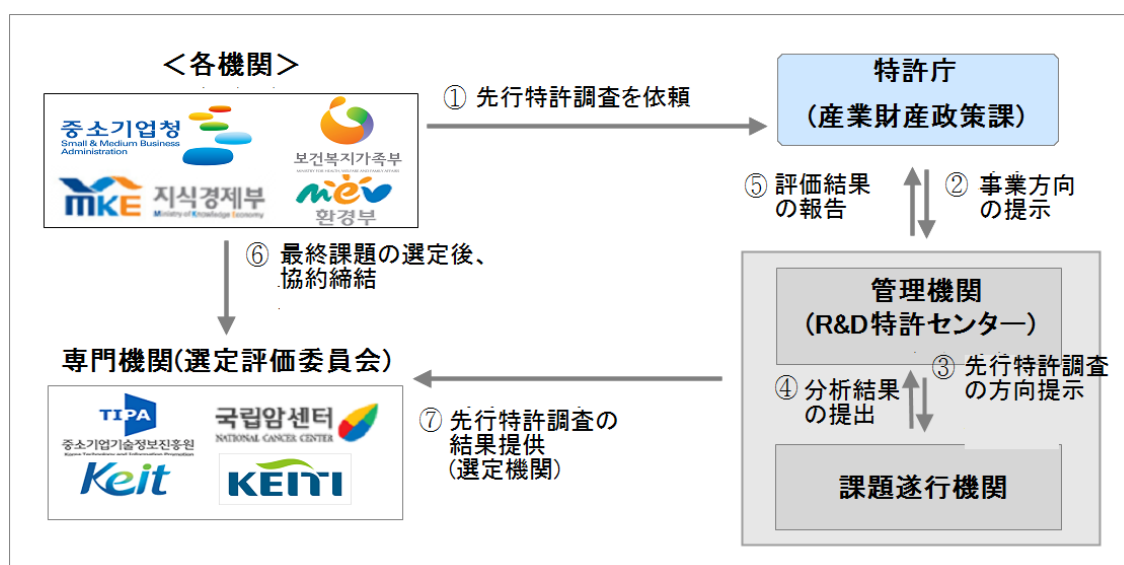
先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてBottom-up方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査し、研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は＜図Ⅲ－1－2＞のようなプロセスを通じて各機関に「先行特許結果報告書」を提供し、各機関は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

＜図Ⅲ－1－2＞先行特許調査のプロセス



2006年には7機関1,888課題、2007年には13機関3,143課題、2008年には14機関4,395課題、2009年には10機関3,599課題、2010年には11機関2,777課題、2011年には11機関3,730課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援し、2012年には11機関2,914課題に対して先行特許調査を実施した。

<図Ⅲ－1－3> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



課題選定評価委員を対象に実施した先行特許調査の有用性に関するアンケート調査では、回答者の89.9%が「重複投資の防止及びより優秀な研究課題の選定に役に立った」と答えた。

<表Ⅲ－1－2> 2012年国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査支援状況

区分	政府機関	研究開発事業名	課題数
課題選定時の先行特許調査	教育科学技術部	公共福祉安全研究事業	1
	国土海洋部	未来海洋技術開発事業	25
	農林水産食品部	生命産業技術開発事業	186
		先端生産技術開発事業	52
		輸出戦略技術開発事業	4
		高付加価値食品技術開発事業	349
		農林水産食品研究開発事業	130
		水産実用化技術開発事業	98
		家畜疾病対応技術開発事業	12
	農村振興庁	国策技術開発事業	251
	文化体育観光部	スポーツ科学技術開発基盤作り事業	18

	保健福祉部	グローバル化粧品新素材新技術研究開発事業	18
		韓医薬先導技術開発事業	18
	山林庁	山林科学技術開発事業	59
	消防防災庁	人的災害安全技術開発事業	1
		白頭山火山対応技術開発事業	3
		自然災害低減技術開発事業	7
		災害安全技術開発基盤構築事業	19
		特殊災害現場緊急対応技術開発事業	12
		地震及び津波被害低減技術開発事業	4
		次世代核心消防安全技術開発事業	16
	中小企業庁	購買条件付き新製品技術開発事業	170
		官民共同投資技術開発事業	133
		産学研共同技術開発全国事業	58
		中小企業融複合技術開発事業(農工商融合課題)	28
		中小企業融複合技術開発事業(企業提案課題)	149
		海外需要先連携技術開発事業	15
		製造現場グリーン技術開発事業	228
		中小企業技術革新開発事業(未来先導課題)	503
	知識経済部	グローバル専門技術開発事業	74
		軍民兼用技術開発事業	28
		中期融複合技術開発事業	1
		広域経済圏機関拠点支援事業	34
		エネルギー技術開発事業	19
		ユニ素材化試作品技術開発及び事業化基盤構築	3
	環境部	気候変動対応の統合政策基盤技術開発事業	10

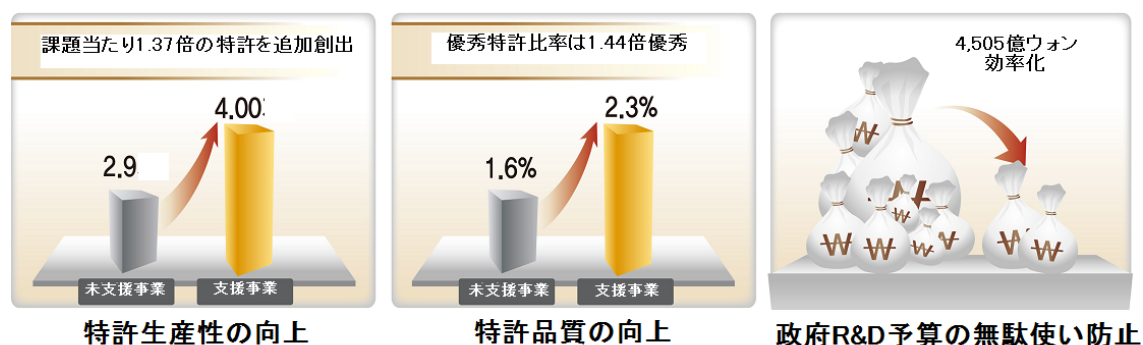
		未来有望グリーン環境技術産業化促進事業	8
		生活共感環境保健技術開発事業	31
		次世代エコイノベーション技術開発事業	62
		土壌地下水汚染防止技術開発事業	55
		環境融合新技術開発事業	22
11機関			2,914

ハ．評価及び発展方向

国家研究開発事業の中で11R&D機関の236企画対象課題を対象に特許動向調査の結果を提供してアンケート調査を行った結果、77の課題(約32.6%)が特許動向調査を活用して研究企画の方向または研究内容を転換・修正したことがわかった。

また、ソウル大学経済研究所は特許情報活用の結果、2011年に4,505億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて、課題当たり1.37倍の特許が追加的に創出され、創出された特許の質が1.44倍優れていることから、特許技術動向調査事業が国家研究開発事業の予算節減及び強い特許の創出に貢献していると分析した。

＜図Ⅲ－１－４＞国家R&D特許技術動向調査事業の成果分析



(ソウル大経済研究所、2012.8)

2010年まで費用の全額を特許庁が予算を負担する方式で行われたが、財源不足で需要比64.7%のみ支援が行われる問題を解決するため、2011年から特許動向調査の対象を各R&D機関の需要全体に拡大し、調査費用は特許庁と該当機関が分担(50 : 50)する方式に変更した。

これを通じて2013年特許動向調査に766課題、先行特許調査に4,816課題を支援する予定である。

特許技術動向事業は、研究開発の特性を考慮したオーダーメイド型特許分析の提供を通じて、より競争力のある研究企画報告書の創出を図る。また、知財権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用し、研究企画段階だけではなく、研究を通じて開発された技術が事業と連携され収益が得られるよう、国家研究開発事業の周期全体への特許情報の活用を支援する予定である。

今後も特許庁は国家研究開発の主管機関、専門担当機関と共同で同事業を持続的に推進し、韓国国家研究開発事業の効率性を高めると同時に、特許情報活用の制度化を通じた国家競争力の向上に向けて最善を尽くしていく計画である。

3. 政府R&D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 イ・ゾンホ

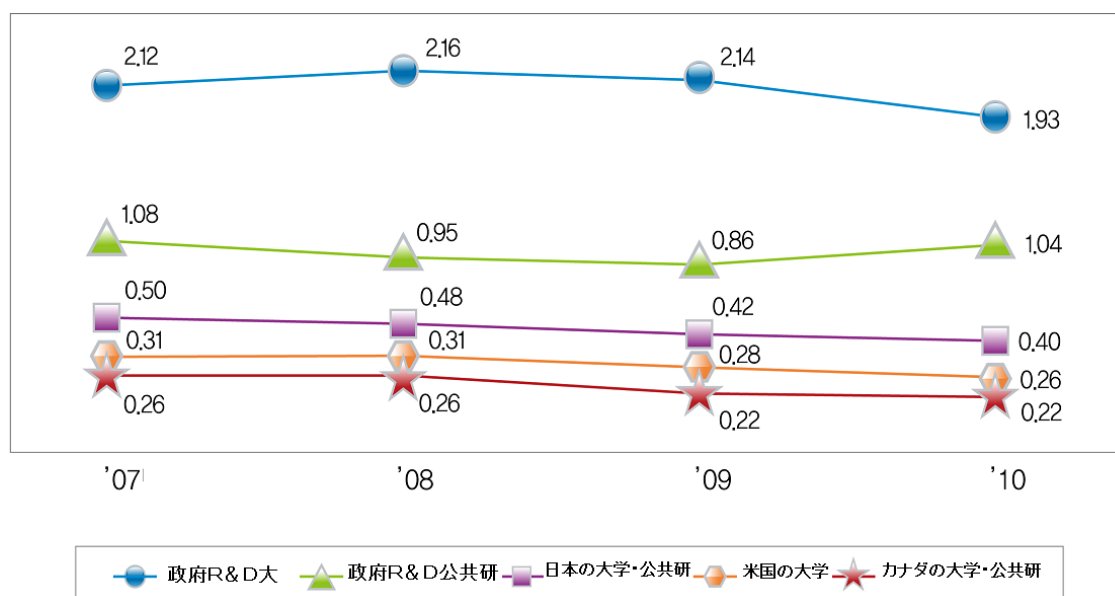
イ. 推進背景及び概要

政府のR&D予算は、2008年11.1兆ウォンから2012年16.0兆ウォンの予算が投じられるなど、政府R&Dの成果を高めるため、毎年投資が拡大されつつある。

* 政府R&D予算拡大(兆ウォン) : (2008)11.1→(2009)12.3→(2010)13.7→(2011)14.9→(2012)16.0(2012年、国科委)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを遂行する韓国大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく高まり、海外機関と比較すると極めて高い水準であることが分かる。

＜図Ⅲ－１－５＞政府R&D及び海外研究機関の特許生産性の比較



出処：AUTM Licensing Activity Survey(米国、カナダ)FY2007～2010、日本大学知的財産年報FY2007～2010、国家研究開発事業調査・分析報告書(KISTEP、2012)

しかし、専門家による2011年政府R&D登録特許の定性分析の結果、技術の源泉性が高い特許比率が低く、他産業への波及効果及び適用可能な分野が少ないものと判断される。

＜表Ⅲ－１－３＞政府R&D国内登録特許の定性分析(2011年)

(単位：点、%)

区分	技術の源泉性	権利保護の強度	情報記載の充実度	適用分野の多様性	平均
点数	3.20/5.00	3.38/5.00	3.23/5.00	2.60/5.00	3.10/5.00
優秀特許	4.68	12.59	9.59	2.33	7.30

比率					
----	--	--	--	--	--

また、1件当たり技術移転料は米国大学・公共研の1/10、カナダの2/3水準で、韓国大学・公共研の技術活用実績は海外公共研究機関に比べて極めて低い水準である。

＜表Ⅲ－1－4＞国家間1件当たり技術移転料の比較(2008～2010年)

(単位：百万ウォン)

韓国			米国			カナダ
大学	公共研	小計	大学	公共研	小計	大学・公共研
26.5	56.5	44.8	349.1	924.8	417.2	63.6

出処:AUTM Licensing Activity Survey(米国、カナダ)FY2008～2010

したがって、特許庁は政府R&D事業の効率性を最大に高めるとともに強い特許創出基盤を整えるため、大学・公共研が遂行する政府R&D課題に対して知的財産研究開発戦略を支援する「大学・公共研IP-R&D戦略支援事業」及び「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」など政府R&D特許戦略支援事業を推進している。

ロ．推進内容及び成果

1)大学・公共(研)IP-R&D戦略支援事業

2012年に始まった「大学・公共(研)IP-R&D戦略支援事業」は大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題を対象に5ヶ月間特許観点の研究開発戦略を樹立することで優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2012年計47の政府R&D課題を支援した。

<図Ⅲ－１－６> IP R&D特許戦略支援の推進プロセス



2012年事業を行った結果、各大学・公共(研)が遂行する政府R&D課題に対して特許コンサルティング支援を通じて1課題当たり新規IP獲得戦略11.87件、問題特許対応戦略12.17件、R&D方向提示7.1件などの成果を挙げた。

<表Ⅲ－１－５> 2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業課題の状況

部処名	機関名	遂行課題数
知識経済部	カトリック大学	2
	全南大学	1
	電子部品研究院	1
	韓国機械研究院	1
	韓国食品研究院	2
	韓国エネルギー技術研究院	9
	韓国原子力研究院	1

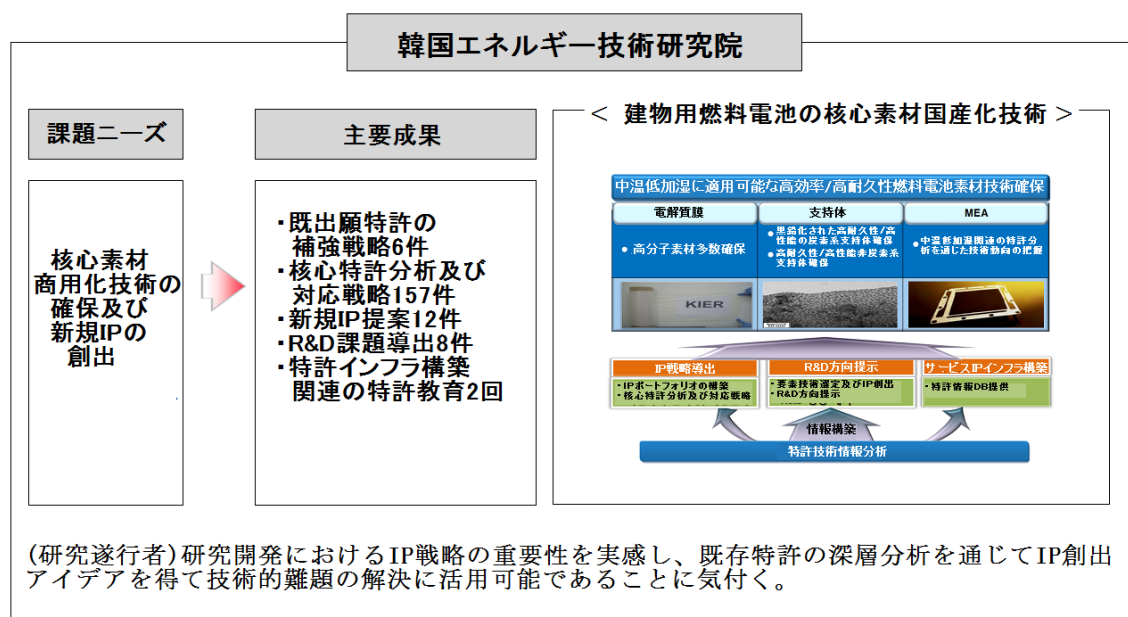
	韓国電子通信研究院	1
	(財)済州テクノパーク	2
教科部	西江大学	1
	崇実大学	1
	韓国基礎科学支援研究院	1
	韓国標準科学研究院	1
	韓国化学研究院	2
	仁荷大学	1
	韓国科学技術研究院	4
環境部	高麗大学	1
	延世大学	1
	韓国科学技術研究院	2
保健福祉部	サムスンソウル病院	1
	韓国保健産業振興院	2
放送通信委員会	韓国電子通信研究院	2
国務総理室	環境政策評価研究院	1
国土部	韓国建設技術研究院	3
防衛事業庁	国防科学研究所	1
山林庁	国立山林科学院	2
小計	9部処、24機関	47

＜表Ⅲ－１－６＞2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業の推進実績

区分(課題数)		IP獲得戦略	問題特許対応戦略	R&D方向の提示
IP-R&D戦略支援 (47)	上半期(24)	317	342	209
	上半期(23)	241	230	125

合計	558	572	334
1課題当たり平均	11.87	12.17	7.1

＜表Ⅲ－１－７＞2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援の優秀事例



2) 政府R&D特許戦略専門家派遣事業

「政府R&D特許戦略専門家派遣事業」は政府R&D事業団及び研究団などに特許戦略専門家を派遣してオーダーメイド型ポートフォリオ構築を支援する事業であり、R&D特許センターの特許戦略専門家、政府R&D事業団、産学協力団、弁理士、技術専門家で構成された知的財産戦略委員会を中心に支援事業団別の特許戦略コンサルティングを支援した。

＜表Ⅲ－１－８＞政府R&D特許戦略専門家派遣事業の支援内容

区分	戦略	所要期間	支援内容
知的財産戦略委員	戦略推進体系の構築	1ヶ月	事業団または研究団の基本的な状況分析を通じてR&D現状診断、産学協力団、弁理士及び技術専門家などで

会の構成			知的財産戦略委員会を構成して事業推進戦略を提示
基本戦略	市場・環境・特許分析	3ヶ月	知的財産戦略委員会を通じて基本戦略を樹立し、市場、環境及び特許分析を通じて現特許権利の体系及び技術水準の把握を通じて事業推進方向を設定
核心戦略	IP-R&D戦略の樹立	4ヶ月	主要技術分野(Tech-tree)別の有効特許及び論文分析を通じて特許・技術動向を把握し、源泉特許、障壁特許及び活用特許の発掘及び対応戦略の樹立を通じた特許ポートフォリオ戦略を構築
		3ヶ月	主要競合社の技術流れ図及び未来有望技術の導出方法論を活用した新規R&D方向の提示、中長期的技術ロードマップの樹立など技術獲得戦略を構築

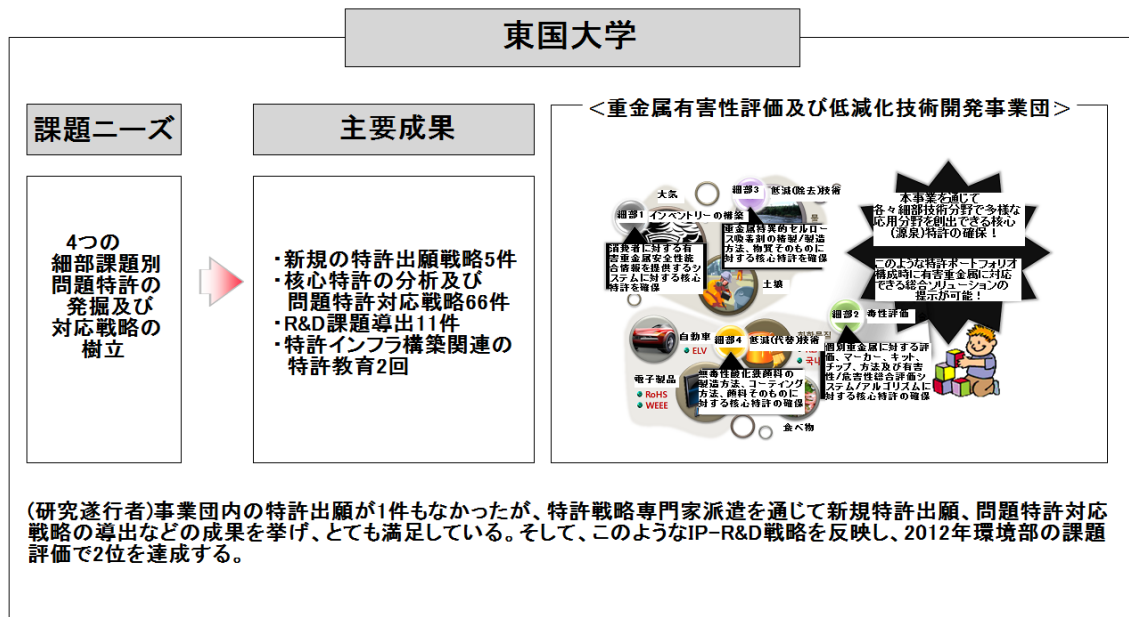
2012年には計12の国家R&D事業団に11ヶ月間特許戦略専門家を派遣し、戦略的な知財権創出戦略を樹立・支援することで強い特許創出を支援し、知的財産教育などを通じて研究者の知的財産能力の強化を図った。その結果、1課題当たり新規IP獲得戦略8.5件、問題特許への対応戦略11.8件、R&D方向提示5件などの知財権中心のR&D革新戦略を導出・提示した。

＜表Ⅲ－１－９＞2012年政府R&D特許戦略専門家派遣事業

NO.	課題名	成果(件)		
		IP獲得戦略	問題特許対応戦略	R&D方向提示
1	レーザー基盤の触感具現技術研究団	5	0	4
2	サイバー主治医研究センター	1	20	2
3	生体由来ペプチド/蛋白質ナノプラットフォーム基盤のマルチプレックス融合素材研究開発	7	3	6

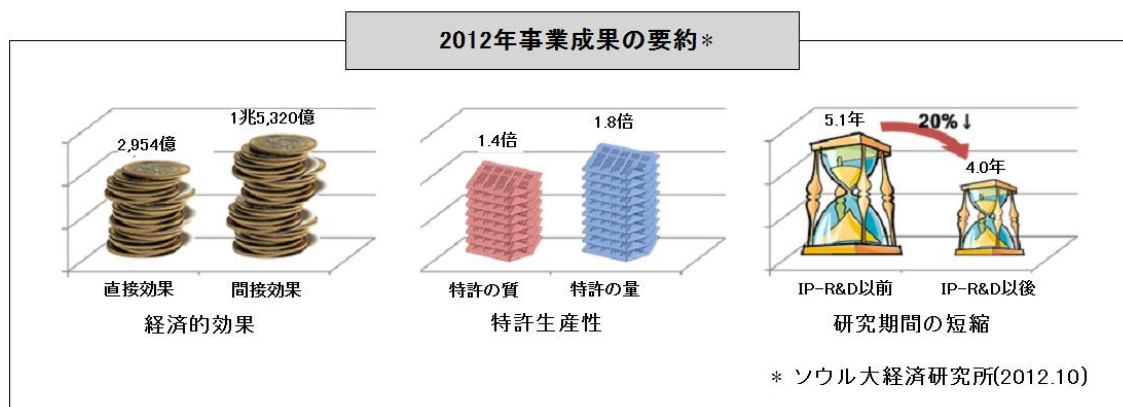
4	生体応用ナノ結晶融合研究団	3	2	3
5	重金属の有害性評価及び低減化技術開発研究団	5	66	11
6	農生命バイオ食医薬素材開発事業団	13	1	8
7	オーダーメイド型気泡浮上工程と無動力脱水工程を利用した藻類除去技術開発	7	7	3
8	人間成体幹細胞由来の人間化マウスを利用した人間免疫細胞治療剤の開発	9	7	8
9	次世代モバイル通信用Nano Radioの実現	12	12	0
10	融合工程研究本部	7	6	2
11	APR+技術開発	29	17	7
12	3次元技法を利用した廃棄物埋立地のリアルタイム管理システムの開発	4	0	6
合計		102	141	60
1課題当たり平均		8.5	11.8	5

＜表Ⅲ－１－１０＞2012年政府R&D特許戦略専門家派遣事業の優秀事例



ハ. 評価及び発展方向

2012年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高める同時に技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献したため、大学・公共研の研究者が高い満足度を示した。2012年大学・公共研IP-R&D戦略支援と特許戦略専門家派遣事業の成果を経済的に分析した結果、障壁特許への対応を通じた重複研究の回避、研究開発の効率化、技術料収入の増大など直接的な経済効果が2,954億ウォンであり、特許の質的水準が1.4倍、量的水準が1.8倍程度改善されるなどR&Dを通じた特許成果もまた大きく改善される効果があったことが分かった。



2013年大学・公共研IP-R&D戦略支援事業は需要者の多様なニーズを満足させるとともに事業遂行を効率化するため、中型・大型R&D特許戦略支援、短期・小型R&D特許戦略支援、知財権融複合支援の3つの類型で支援体系を細分化する計画である。また、IP-R&D戦略支援対象課題の中で市場性、事業性、技術完成度の高い課題を選定して技術移転及び事業化と連携させ、政府R&Dを通じて創出された特許の技術移転及び事業化を活性化できるように努める計画である。

政府R&D特許戦略専門家派遣事業は事業成果の最大化及び効率性向上のために2013年からは他事業と統合して推進する計画である。

<表Ⅲ－1－11> 2013年政府R&D特許戦略支援体系の改編案

支援対象	2012年支援体系	2013年支援体系改編案	支援期間
大学・ 公共機関	特許戦略専門家支援	特許経営専門家派遣事業	他事業に統合
	IP-R&D連携戦略支援	中大型R&D特許戦略支援	5ヶ月→6ヶ月
	-	短期・小型R&D特許戦略支	4ヶ月(2013年パイ ロット事業)
	-	知財権融複合課題支援	6ヶ月(2013年パイ ロット事業)

4. 政府R&D特許コンサルティング

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 イ・ゾンホ

イ. 推進背景及び概要

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036ウォンから2012年16兆ウォンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた増加した。そこで、韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

2005年から毎年政府R&D特許成果調査・分析を遂行して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR&D評価の強化を骨子とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。また、政府R&D成果を特許出願する時に研究開発課題の固有番号などを記載できるように特許法及び実用新案法施行規則を改正(2006.12)し、国家研究開発事業の管理などに関する規定(2007.2、以下「共同管理規定」)を通じて政府R&D事業の研究成果を特許出願する時に課題出处記載を義務付けるなど関連法令を持続的に整備した。2011年からは出願成果、2012年からは登録成果

に対して課題出処が記載された特許は別途の申告がなくても研究成果として認められるように手続きを簡素化した。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で教育科学技術部と共同で「研究成果の管理・活用活性化方案」を報告し、「共同管理規定」に特許成果物専門担当機関としてR&D特許センターを指定することで審議・議決した。また、同会議で「政府R&D特許成果調査・分析結果」を国家科学技術委員会に単特報告し、その後続措置として国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析し、それを基に政府R&D特許成果を効率的に管理するための方案を設けて毎年国家科学技術委員会に報告している。

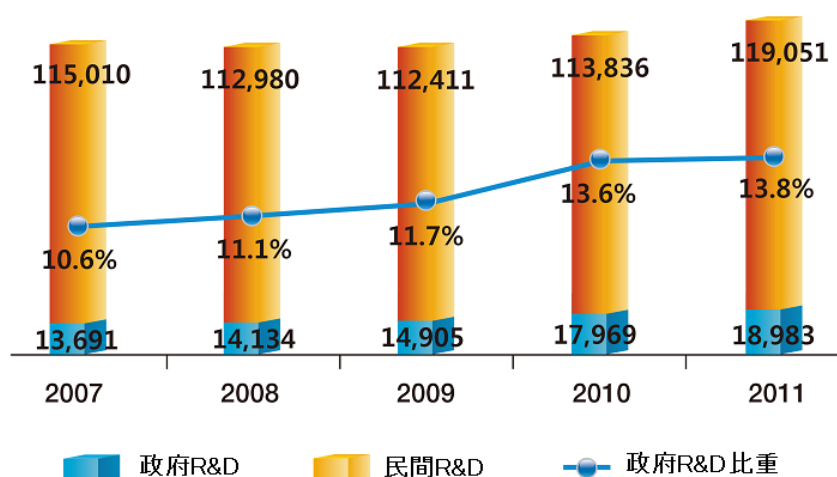
ロ．推進内容及び成果

特許成果の量的、質的分析結果をR&D機関などに提供し、政府R&D政策の樹立及び事業評価に活用できるよう支援するため、2011年度政府R&D特許成果を機関別、研究主体別及びR&D事業目的別など多様な角度で分析した。また、2007～2011年に国内及び外国に登録された政府R&D特許を専門家評価及びオンライン評価システムを利用して質的水準を分析した。

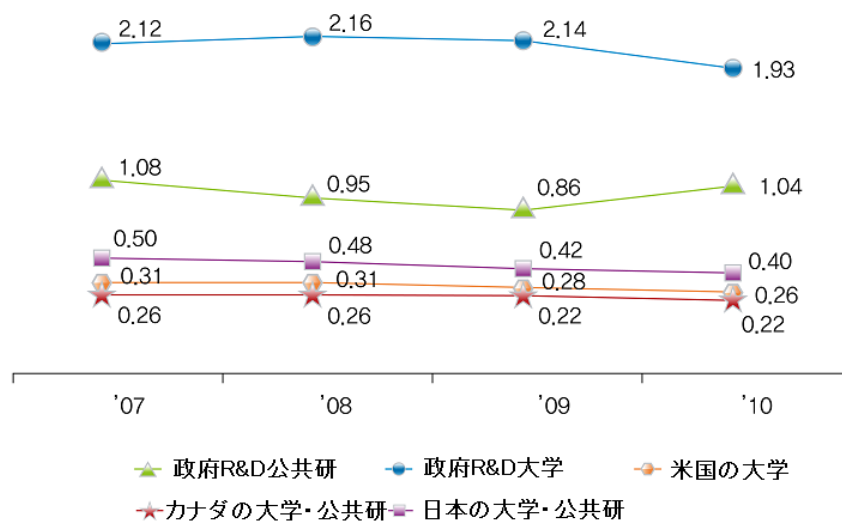
政府R&D特許成果の主要分析結

●(量的成果)政府R&Dによって創出された国内出願は2007年13,691件から2011年18,983件に年平均8.5%増加、特許生産性は海外研究機関より高い水準

<内国人の特許出願状況及び政府R&D比重>



<政府R&D及び海外研究機関の特許生産性比較>



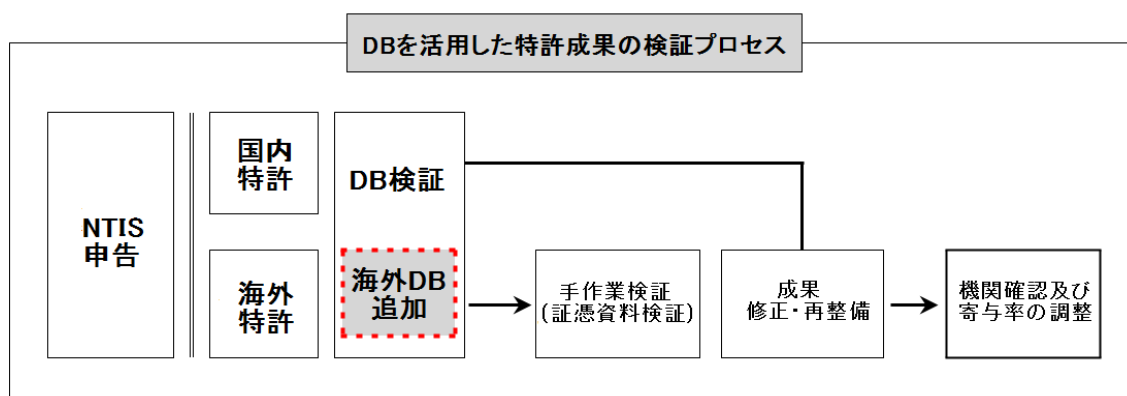
●(質的成果)2011年政府R&D登録特許成果の中で技術の源泉性が高い特許比率が低く、他産業への適用可能な分野が低いものと分析

区分	技術の 源泉性	権利保護の 強度	情報記載の 充実度	適用分野の 多様性	平均
専門家評価 優秀特許比率(%)	4.68	12.59	9.59	2.33	7.3

2012年には特許DBを活用した検証範囲を海外特許成果まで拡大した。海外特許DBの入手が可能で、海外特許の相当部分を占める*PCT及び主要8カ国**登録特許に対してDB検証を推進した。

*2006～2010年の間PCT出願及び主要8カ国登録特許は全体海外特許の44.3%を占める。

**米国、日本、ヨーロッパ連合、中国、イギリス、カナダ、台湾、PCT



一方、従来は特許が登録されてもNTIS(国家科学技術情報サービス)に申告されていなければ、登録特許成果として認められなかったが、2012年には特許登録の時にR&D課題出処が記載されていれば政府R&Dを通じて創出された登録特許として認められるように特許成果の認定手続きを簡素化した。

*出願時に課題出処を記載した登録特許の追加成果認定によって2011年政府R&D登録成果は前年比72.2%増加

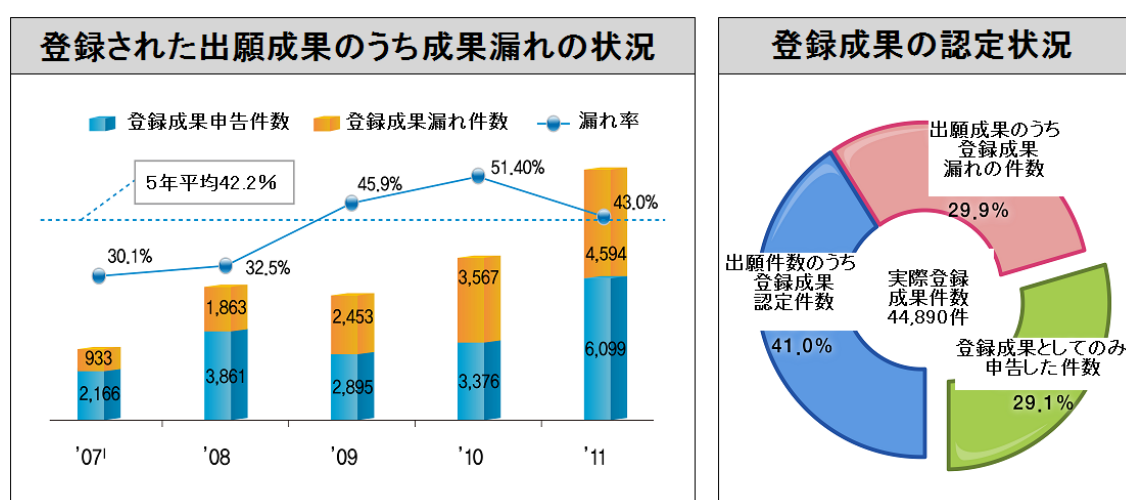
＜表Ⅲ－１－１２＞政府R&D登録特許件数(2007～2011年)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
政府R&D特許登録件数 (件)	8,052	6,197	4,599	4,641	7,991

増加率(%)	-	△23.0	△25.8	0.9	72.2
--------	---	-------	-------	-----	------

政府R&D国内出願成果として認められたにもかかわらず、登録の際にそれを申告せず、登録成果が漏れた特許13,410件に対しても追跡調査を実施し、その結果を関係機関に提供した。

<表Ⅲ－1－13> 登録された出願成果のうち成果漏れ状況及び認定状況



* 出願成果(2006～2011年)の42.2%(13,410件)が最近5年(2007～2011年)間登録成果から漏れる。

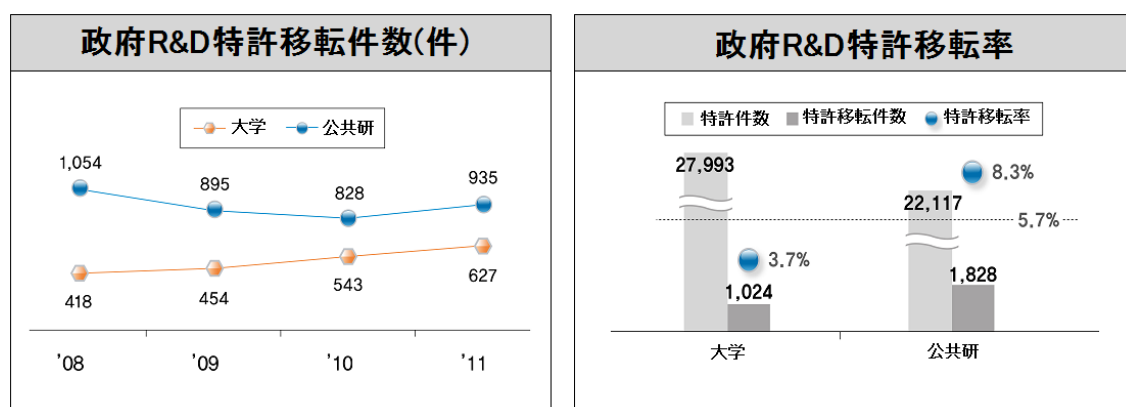
大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許をどのように活用しているのかに関して特許成果と活用実態を調査・分析したが、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることが分かる。2008～2011年の間技術移転契約のうち特許が含まれた契約件数は年平均11.0%、技術料は年平均13.9%増加し、政府R&Dを通じて創出された特許の移転率は5.7%であることが分かった。

* 特許移転率：2008年(国家R&D特許成果活用実態調査基点)以後出願された特許の中で移転された特許の比率

<表Ⅲ－１－１４> 政府R&D特許を含む技術移転契約及び技術移転料

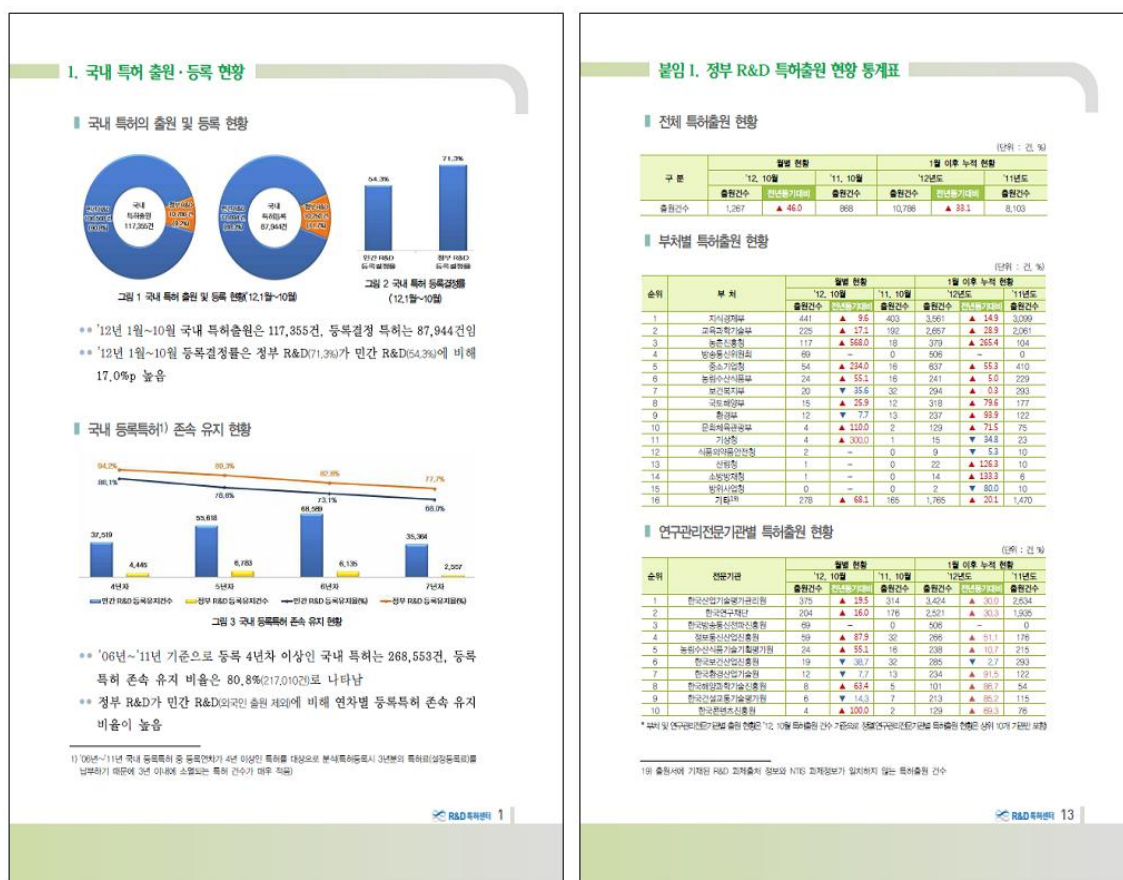
区分		2008年	2009年	2010年	2011年	合計	年平均増加率(%)
契約件数 (件)	大学	346	359	398	511	1,614	13.9
	公共研	560	571	601	727	2,459	9.1
	小計	906	930	999	1,238	4,073	11.0
技術移転料 (百万ウォン)	大学	6,090	9,852	13,671	18,957	48,571	46.0
	公共研	26,012	35,768	36,235	28,521	126,536	3.1
	小計	32,102	45,620	49,907	47,477	175,107	13.9

<図Ⅲ－１－７> 政府R&D特許移転件数及び特許移転率



このように質的・量的に分析した政府R&D特許成果を各機関が活用できるように毎月特許成果の統計月報を発送したが、分析方法を多様化するとともにグラフ及びデザインを追加することで視覚化を通じた情報活用度の向上を図った。

＜表Ⅲ－1－15＞政府R&D特許成果の統計月報



ハ. 評価及び発展方向

政府R&Dを通じて特許を出願する時にR&D課題出処記載義務に対する広報を持続的に展開した結果、課題出処記載件数が持続的に増加し、2011年には特許出願の時に9,156件の課題出処が記載された。

＊課題出処記載件数：(2007)3,157件→(2009)6,243件→(2011)9,156件

現在政府R&D特許成果は出願成果と登録成果を別途調査するように手続きが二元化されているため、出願成果と登録成果が連携されず、課題情報が一致しないなどの問題がある。しかし、2013年以後は出願された特許に対してのみ特許成果として認められた後、特許の登録可否は追跡調査を通じて把握する出願成果中心の特許成果管理体系を構築し、政府R&D特許成果調査体系を効率化する計画である。

2012年には国内特許成果のみならず海外特許成果に対する常時収集体系の基盤も構築したが、国内特許成果のファミリー特許*に対して追跡調査を実施し、2007～2011年基準46カ国31,804件の海外特許成果DBを新たに構築した。

*米国、PCT(特許強直条約による国際出願)、日本、中国、ヨーロッパに出願・登録された特許

2013年からは国内特許成果及びR&D課題出处が記載された特許に対するファミリー特許追跡調査を通じて海外特許成果を常時(月1回)収集させ、国内外の特許成果を包括する常時モニタリングシステムを構築する計画である。

政府R&D特許成果分析を高度化するとともに活用性も高めるために取り組んだ。2011年登録成果7,991件に対して専門家を活用した定性分析*及び特許書誌情報を利用した定量分析**など特許成果の質的水準分析を行い、分析結果を各機関及び研究管理専門機関などに提供して特許成果分析情報を拡散した。

*技術の源泉性、権利保護の強度、情報記載の充実性、適用分野の多様性など

**代表構成要素数、実施例数、独立項数、ファミリー特許数、被引用数など

2013年には技術的な波及力(被引用数)、権利保護範囲、経済的な波及力(ファミリー特許数)など国内及び海外の特許成果に対して質的水準評価指標*を強化し、政府R&D特許成果の質的水準分析を強化していく計画である。

第2節 標準特許の創出支援

1. 概観

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 パク・ソンウ

本格的なIT融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことを受け、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2012年にはR&D、国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援を拡大する一方、国家標準制定の際に産業界に及ぼす影響を最小化するための国家標準特許戦略支援事業を試験的に推進した。

2012年事業の主な成果としては産・学・研の標準技術関連17件のR&D課題及び7件の国際標準開発の課題を支援し、国内外特許131件が出願され、そのうち74件の特許が反映された39件の標準案(寄稿文)が提案された。国家標準特許戦略支援事業は2つの課題に対して標準関連特許64件及び主要応用特許分析結果を支援し、国家標準の制定に活用できるようにした。

また、標準化機関の標準特許5,000件に対するDBを新規構築して2012年累計17,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散セミナーを開催して標準特許の創出基盤を強化した。

2011年に続いて2012年に推進された事業はR&Dと標準化活動を展開している産・学・研を対象に標準特許創出方法論を伝播して標準特許の創出能力を高めることで、実施標準特許が創出される成果を達成したが、R&Dと標準化活動よりは製品具現に集中する中小・中堅企業を支援するには限界があった。

そこで、2013年からは標準及び標準特許に対する認識と能力、そして情報アクセシビリティが全て低い中小・中堅企業を対象にオーダーメイド型支援を展開し、韓国標準特許の裾野を広げていく予定である。

2. 標準特許の分析及び戦略樹立支援

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 パク・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でもいつも同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及び使用者環境改善に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。¹²

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許¹³という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティー収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると貿易1兆ドルに達する輸出強国であるにもかかわらず、輸出入が増加するほど核心・源泉技術(特許)の不足で毎年技術貿易収支、特に技術貿易収支の大半を占める特許権などの使用料による赤字幅は毎年増加しており、2012年特許権などの使用料による赤字額は49億5千万ドルに達している。注目すべき点は特許権使用料の80%以上はIT分野で発生しており、その殆どが標準特許訴訟を通じて発生して

¹² 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定で、WTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

¹³ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必ず利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項の中の一つ以上の請求項が標準文書に読まれる特許

いる点である。

しかし、ISO、IEC、ITUなど国際標準化機関に申告された韓国の標準特許は、2012年12月の調査結果、全体の4.4%に過ぎないくらい微々たる水準である。また、標準特許は長期間を要する標準化期間とR&D、特許、標準など個別能力の戦略的な協力によって創出されるため、一部の大企業や公共研究機関を除けば、標準特許を保有している機関は皆無の状況である。

＜表Ⅲ－1－16＞国際標準化機関に登録された標準特許の状況(2012年12月)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	2,774	32.5%	6	大韓民国	377	4.4%
2	日本	1,789	21.0%	7	スウェーデン	272	3.2%
3	フィンランド	1,010	11.8%	8	オランダ	224	2.6%
4	フランス	816	9.5%	9	イギリス	187	2.2%
5	ドイツ	462	5.4%	10	中国	145	1.7%

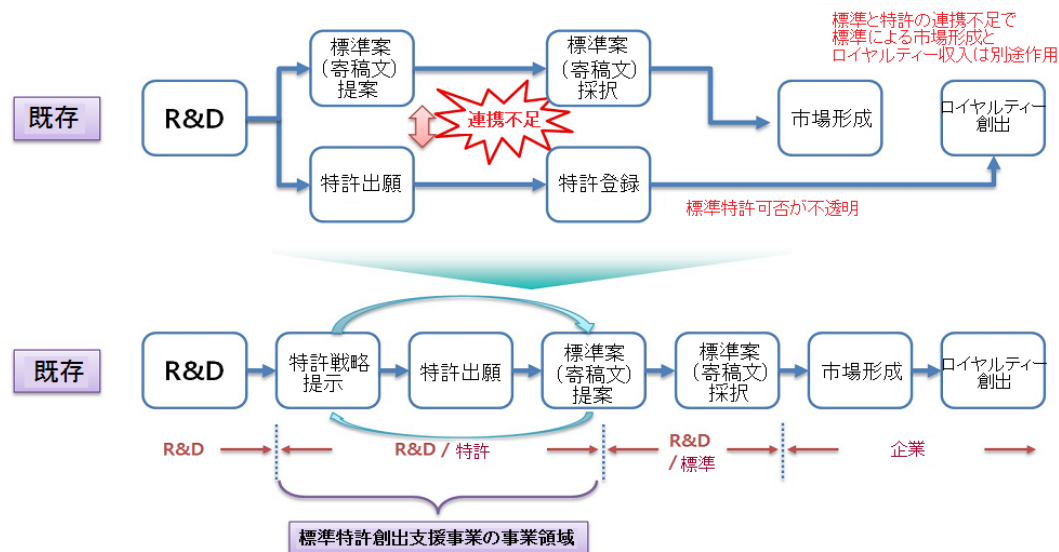
(出所：韓国特許情報院標準特許センター)

このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を構じて、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。

ロ．推進内容及び成果

標準特許の分析及び戦略樹立支援事業は、技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&Dから国際標準案の開発、標準化活動に至るまで全段階の標準特許の創出を支援する事業である。

<図Ⅲ－１－８> 標準特許創出支援事業の概念図



従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて、優秀なR&D成果が標準特許になれるように支援する事業である。

まず、2012年には2011年に続いて国際標準化を推進するR&D課題遂行機関と連携し、分析をさらに明確にする一方、特許と標準の連携戦略を支援するものの、細部戦略をより多様化することで事業成果の向上を図った。その結果、政府及び民間R&D17課題を支援し、計78件の戦略を導出し、105件が国内外特許出願され、そのうち54件の特許が反映された28件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1¹⁴など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅲ－１－１７> 2012年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許	③標準

¹⁴ JTC1(Joint Technical Committee 1):ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

			戦略 提示	国内特 許出願	国外特 許出願	標準案 (寄稿文) 提案
無眼鏡多視点3D支 援UHDTV放送技術 開発など17の課題	ETRIな ど11機関	ISO/IEC JT C1など 11機関	78件	78件	27件	28件

そして、R&Dが一定部分終了し、国際標準案の開発だけを目的とする国家標準化機関の開発課題と連携し、従来技術中心の標準案作成から特許中心の戦略的な標準案を開発することで標準特許の創出が可能になるように支援した。その結果、2012年にはマルチモード端末のためのソフトウェアモデムなど計7つの課題を支援し、標準、特許分析などを通じて15件の戦略を導出するとともに、26件の国内外特許出願、標準に適合するよう13件の既存特許に対する補正が行われた。そして、上記特許のうち20件の特許が反映された11件の標準案(寄稿文)がETSI¹⁵など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅲ－1－18＞2012年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加 機関	標準 化機 関	①戦略 戦略提 示	②特許			③標準 標準案(寄 稿文)提案
				国内特 許出願	国外特 許出願	特許 補正	
マルチモード端末 のためのソフトウ ェアモデムの国際 標準開発など計7つ の課題	漢陽 大な ど2機 関	ETSI など 7機 関	15件	23件	3件	13件 (関 連標 準2 つ)	11件

また、国内産・学・研の保有特許及び標準特許創出支援事業特許成果の活用性を高めるため、保有特許(事業特許の成果)と国際標準との相互比較及び分析を通じて新規標準特許を発掘したり、一部補正を通じて標準特許になるように支援した。これに通

¹⁵ ETSI(European Telecommunications Standards Institute)：ヨーロッパ電気通信標準協会

じて計218件の対象特許のうち比較分析が可能な172件の特許を選定して計4件の標準特許を発掘し、29件に対しては標準特許になれるように戦略を提供した。

＜表Ⅲ－1－19＞2012年標準特許の後続管理事業の推進成果

産学研申請特許及び 事業特許出願成果	支援対象	標準・特許の比較分析	
		標準特許の発掘	標準特許化戦略の提供
218件 (産78、学89、研51)	172件 (産67、学54、研51)	4件 (産4)	29件 (産13、学10、研6)

一方、国家標準制定時に産業界に及ぼす影響を最小化するという目的で、主要 이슈となっている技術の国家標準制定の際に国内産業界の特許ロイヤルティー支払いを最小化できる特許対応戦略を支援した。これを通じて国家標準制定時の特許戦略課題2件(M2M技術、NFC技術)に対して標準関連特許64件及び主要応用特許分析結果を支援して国家標準制定に活用できるようにした。

＜表Ⅲ－1－20＞2012年国家標準特許戦略支援の推進成果

課題	標準関連特許分析	主な応用特許分析	
		1次(諮問委員の選定)	2次(産学研の要請)
M2M	48件	433件(M2Mプラットフォームなど)	83件(サービス応用)
NFC	16件	552件(NFCサービス)	155件(NFC金融サービス)

ハ．評価及び発展方向

2009～2010年間の事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準特許を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2012年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を

展開する研究室、研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることで、その基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

しかし、韓国の標準特許保有状況を見ると、国家または民間R&D課題を進行しつつ標準化活動を並行する中小・中堅企業はその数が極一部に過ぎず、大半の中小・中堅企業はR&Dと標準化活動よりは製品具現に集中するため、既存の支援方式では中小・中堅企業を支援するには限界があった。

そこで、2013年からは標準及び標準特許に対する認識が足りず、情報アクセシビリティが低いだけでなく、長期間の標準化期間にR&D、特許、標準能力を集中させる人的、物的能力が両方不足している中小・中堅企業を対象にしたオーダーメイド型支援を重点的に推進する予定である。

同時に、R&D、国際標準案の開発、標準化活動に至る標準特許創出の全段階にわたる支援と2012年試験的に推進した国家標準特許戦略支援事業をさらに拡大・発展していく予定である。

3. 標準特許DBの構築及び標準特許人材の養成

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 キム・ソンウ

イ. 推進背景及び概要

標準特許DBの構築は、標準特許の創出・対応能力が足りない国内産・学・研に標準特許と関連する情報を総合的に提供するために推進された。本DBが構築される前にオン・オフライン上で提供された標準特許関連情報は、標準や技術動向、または特定技術分野に対する特許動向と断片的な情報だけが提供された。さらに、提供されるこの情報さえもあらゆる民間及び公共機関に散在していたため、情報に対するアクセスは大変不便であった。

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1、ITU、ETSI、IEEE¹⁶など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA¹⁷など)に登載された標準特許情報を収集・分析し、産・学・研が便利に活用できるよう標準要旨リストDBを構築する事業である。また、主要標準技術と関連する標準特許オーダーメイド型統合情報をウェブ上に一括提供することでアクセシビリティを高め、標準特許の創出能力が不足している国内産・学・研が標準特許関連情報をより簡単に活用できるようにするための事業である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究開発者及び標準または特許業務担当者に標準と特許の関係を理解させ、標準特許の重要性を認識させるために推進された。実際、産・学・研においてR&Dと標準またはR&Dと特許を連携した標準活動や特許活動はある程度行われているが、大半の産・学・研でR&D－特許－標準を連携した標準特許創出に向けた活動はほとんど行われていないため、標準特許創出能力は極めて不足している状況である。

標準特許人材養成事業は産・学・研の研究者と特許または標準担当者を対象にした標準特許教育を通じて標準特許専門人材を養成し、産・学・研の標準特許の創出能力を強化するための事業である。

ロ．推進内容及び成果

2012年にはETSIで宣言されたLTE-AdvancedとUMTS関連の標準特許及びITU、ISO/IEC、IEEE、MPEG-LAなどに宣言された標準特許5,000件に対する標準特許要旨DBを構築し、それを既に構築されている情報とともに標準特許ポータルサイトを通じて国内の産・学・研に提供している。

¹⁶ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

¹⁷ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスを権利者の代わりに処理する団体

＜表Ⅲ－１－２１＞2009～2012年の標準特許要旨DBの構築内容

(単位：件)

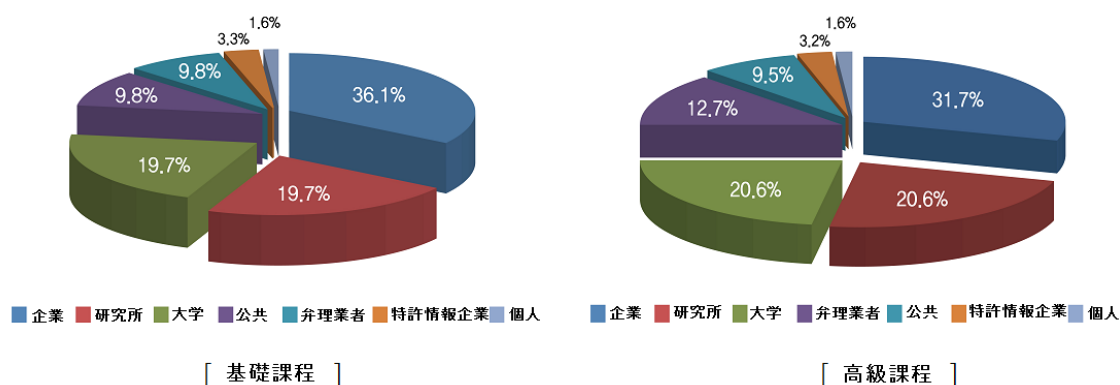
標準化機関 年度	MPEG LA	IEEE	JTC1	ISO/ IEC	ITU	ETSI	合計
2009年	2,011	627	307	-	-	-	2,945
2010年	1,350	-	-	549	801	1,300	4,000
2011年	500	260	509	388	343	3,000	5,000
2012年	212	158	300	340	200	3,790	5,000

＜表Ⅲ－１－２２＞2012年標準特許ポータルサイトのサービス内容

主要項目	情報構築の状況	
標準特許DB	・ 主要標準化機関(ISO,IEC,ITU,IEEE,ETSI)と特許プールライセンシング代行機関(MPEG LA)の標準特許	36,000件余り
標準特許の現状	・ 各種標準特許関連の統計状況	7種
標準特許関連情報	・ 国内外の標準特許関連ニュース及び動向、国内外の状況 ・ 標準化機関の概要及びリンクの提供	1,268件 150個余り
教育情報	・ 標準特許動画教育コンテンツ ・ 国際標準特許の専門教育課程	22個 3件
関連機関事業情報	・ 政府機関、公共機関、出捐研など関係機関の事業情報	501件
参考資料	・ 標準特許関連の技術動向、論文及び研究・分析報告書の提供	146件

産・学・研における標準特許の重要性に対する認識向上、創出戦略の拡散及び標準特許人材の養成のために標準特許専門弁理士養成教育と産・学・研標準特許創出方法論の拡散セミナーなどの教育を実施した。また、教育効果を最大に引上げるため、韓国情報通信技術協会と韓国標準協会と共同で運営し、計178機関295人が教育を履修した。

＜図Ⅲ－１－９＞2012年産・学・研の標準特許教育の履修状況



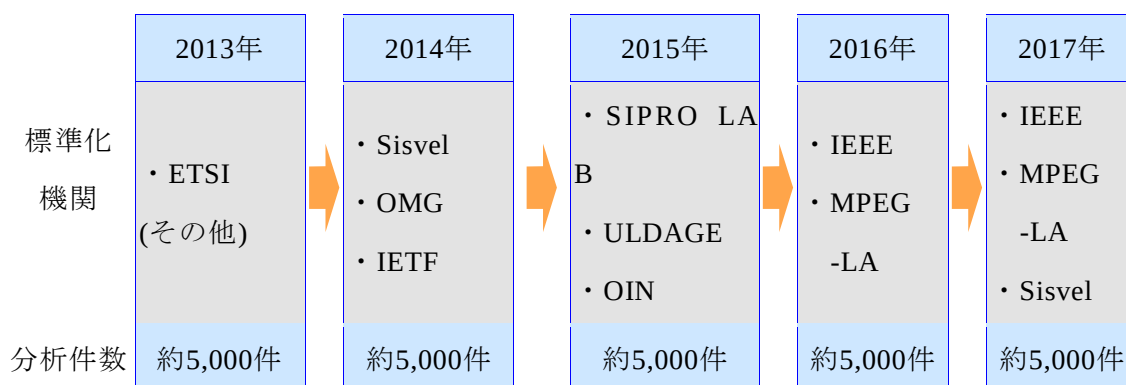
ハ．評価及び発展方向

2012年標準特許ポータルサイトにアクセスしたユーザーは15,783人であり、主要利用情報は標準特許の統計状況と主要技術動向分析資料及び標準特許の教育情報であった。主な活用実態は標準特許出願業務と標準特許企画関連及び国内外特許動向の把握であることが分かった。標準特許ポータルサイトで提供されているサービスの中で標準特許教育情報に対する利用が多かったが、相対的に教育コンテンツが足りず、産・学・研の標準特許統計に対するより詳しい情報提供へのニーズがあることが分かった。

2013年には標準化機関別の標準特許DB構築計画に基づき、上半期にはETSI、ISO/IEC、IEEE、ANSIなど標準化機関の標準特許とMPEG-LA、VIAなど国際特許プールの標準特許5,000件を新たに構築する計画である。また、標準特許基礎及び高級教育のオンラインコンテンツを追加し、標準特許関連の国内外の情報(ニュース、教育情報資料など)をアップデートして標準特許ポータルサイトを通じて提供することで、産・学・研の多様なニーズを単一ウェブサイトを通じて解決できるように支援する予定である。そして、四半期毎に主要技術分野に対する標準特許状況を分析して標準特許動向分析報告書を作成し、これを標準特許ポータルサイトを通じて配布する予定である。

そして、国内外の標準化動向情報を活用するため、技術標準院、放送通信委員会など関係機関との協力関係を拡大し、産・学・研を対象に標準特許創出を支援するための標準特許DBを拡充する計画である。

＜図Ⅲ－１－１０＞標準化機関別の標準特許DBの構築計画



2012年専門人材養成のための標準特許教育は標準特許専門弁理士の養成教育とともに、産・学・研における標準特許重要性の認識と創出能力の向上のための標準特許創出方法論拡散セミナーで運営された。教育参加者を対象にしたアンケート調査の結果、標準特許の重要性に対する認識が高まったことが分かった。また、ほとんどの教育参加者が属している産・学・研では費用と人材不足を理由に標準化活動など実質的な標準特許の創出活動に制約が多いため、標準特許を創出するための専門人材が必要であると答えたことがわかった。

2013年には標準特許人材養成計画に基づき、中小・中堅企業の標準特許能力を強化するため、中小・中堅企業が多く参加する協会・フォーラムと協力して中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許教育プログラムを開発・運営する予定である。また、既存の標準特許専門弁理士の養成教育と産・学・研標準特許創出方法論拡散セミナーはその内容をさらに強化して運営する予定である。

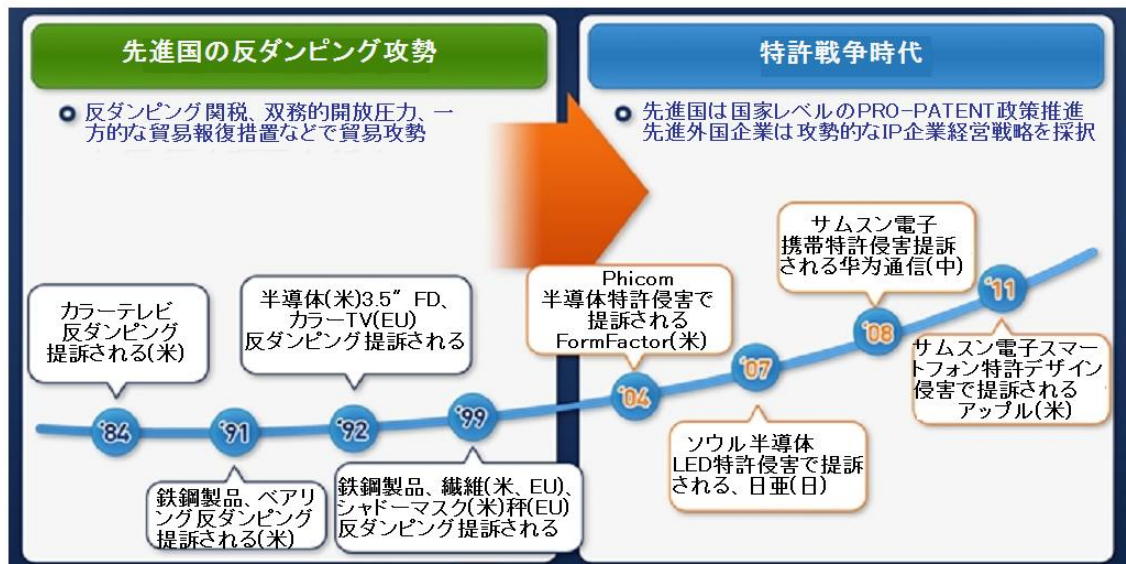
第3節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図Ⅲ-1-11> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先占した企業は競合社を攻撃して収益を出すなど攻撃的な知的財産戦略を推進している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

このような特許紛争は大企業に限った話ではない。2010年海外企業の特許攻勢関連の統計を見ると、国内の中小・中堅企業が巻き込まれた特許紛争(87件)が大企業(45件)の2倍になっている。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを見せてくれる統計と言える。

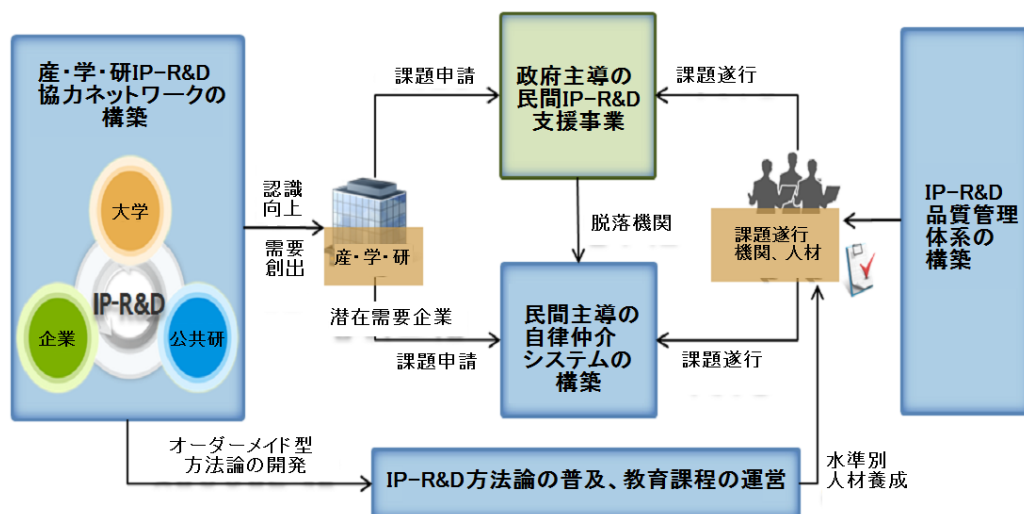
そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で5年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計450社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から全般的に特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。毎年事業競争率が増加し、今年は3：1の競争率を記録するなど産業界からの反応も上々である。

また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝播するためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会などを開催している。特に、今年は専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。

このように構成されたインフラを基に2013年には支援企業規模の大幅な拡大、需要企業と特許専門機関をつなげる自律仲介システムの構築、IP-R&D専門人材養成教育プログラムの構築など、民間主導の自律的なIP-R&D生態系作りを積極的に推進する計画である。

<図Ⅲ－1－12> 民間主導によるIP-R&D生態系作りのモデル



2. 知的財産権中心の技術獲得戦略の支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けていると言える。

<図Ⅲ－1－13> 主要国の知的財産戦略推進の動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残

ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

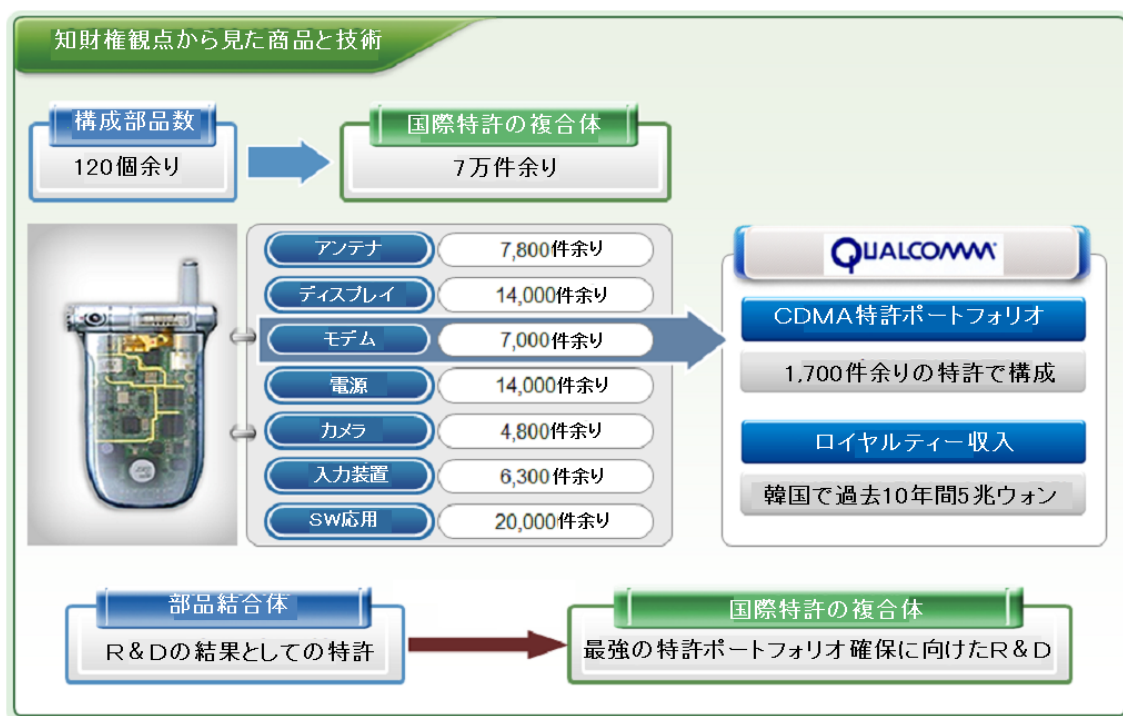
そこで、特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進している。

ロ．推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と見る見方に「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占におくことである。

<図Ⅲ－1－14>製品と技術に対するパラダイムの転換



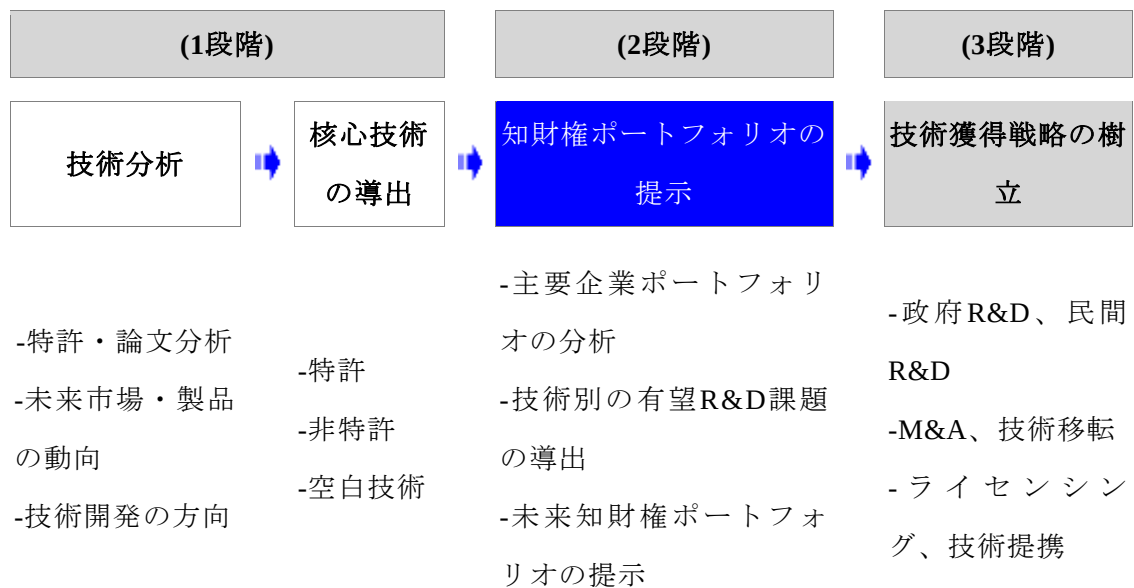
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階)未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、自治体R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

＜図Ⅲ－1－15＞IP-R&D戦略支援の樹立プロセス



2012年には政府の「中堅企業育成支援政策」に歩調を合わせて、事業の主な支援対象を中堅企業に設定し、32件の核心技術課題に対する支援を行った。また、知経部・環境部などR&D支援機関との連携を通じて機関間の協力モデルを構築するとともに、これを通じて事業成果を高めた。

その結果系750余りの核心特許を発掘し、1,500件余りの知財権獲得戦略及び300件余りのR&D戦略などを導出し、産業界及びR&D機関に提供した。これを通じた経済的な効果を測定してみた結果、特許紛争の予防を通じた費用節減(9.2億ウォン)、R&D期間の短縮(6.9ヶ月)、予算削減(3.2億ウォン)などの効果が予測できた。

ハ．評価及び発展方向

このような知財権獲得戦略は企業の状況に適したオーダーメイド型特許戦略を提供することで、強い知財権の創出・活用を通じた収益の創出、特許紛争の事前予防、技術料などロイヤルティー負担の緩和、知財権取引の促進など中堅企業のビジネス能力強化に貢献している。

＜表Ⅲ－1－23＞支援企業優秀事例

- | |
|--|
| <p>○ (K 社) 特許創出(24 件)及び有望 R&D 課題(35 件)の導出を通じて海外の先進競合社に準ずる強力な特許ポートフォリオを樹立し、これを通じて海外市場参入障壁の解消で約 300 億ウォン規模の売上発生が予想</p> <p>○ (H 社) 2015 年 41 億ドル市場を形成するものと見込まれる TSV 技術市場への参入に向けた有望技術を発掘及び技術先占のための 2012～2016 年の 5 カ年 R&D Road Map と 5 つの RFP を導出、24 の優秀発明創出で TSV 分野の特許ポートフォリオ基盤を構築</p> |
|--|

2013年には中堅企業の要請によって、短期支援課題及びデザイナー特許の知財権融・複合支援課題などでプログラムを拡大する計画である。また、持続的な有望R&D課題の発掘を通じて創造経済の要となる韓国中堅企業の将来の収入源創出にも実質的に寄与する予定である。

3. 先端部品・素材産業のIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産政策課 主務官 パク・サンウォン

イ．推進背景

部品・素材産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が大きく、創造経済をリードする次世代成長エンジンと言われる。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことで、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に政策方向を転換し、部品・素材産業の競争力を高めるための支援を拡大している。

部品・素材分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代を主導し、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず史上初の貿易黒字900億ドルを達成して韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きく貢献した。

＜図Ⅲ－1－16＞国家別部品・素材輸出市場シェアの推移(%)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
2001	米国 (16.2)	ドイツ (10.7)	日本 (9.4)	イギリス (5.1)	フランス (5.0)	中国 (4.0)	イタリア (4.0)	香港 (3.6)	シンガポール (3.6)	韓国 (3.4)
2007	ドイツ (12.3)	米国 (11.9)	中国 (10.6)	日本 (8.2)	フランス (4.7)	香港 (4.5)	イタリア (4.4)	韓国 (4.2)	シンガポール (4.0)	イギリス (3.5)
2009	ドイツ (11.2)	中国 (11.0)	米国 (10.6)	日本 (7.7)	香港 (4.8)	韓国 (4.6)	フランス (4.1)	シンガポール (3.8)	イタリア (3.8)	ベルギー (3.2)

* 括弧の中は各国の世界輸出市場におけるシェア

* 資料：UN comtrade data(以下同一)、HS6単位基準で集計(HS10単位基準集計と差がある)

しかし、韓国はここ数年間著しい技術水準の向上にも関わらず、唯一部品・素材産業分野では日本、ドイツなど先進国に比べて比較劣位が続いている。また、中国の追い上げが加速化するなど困難に直面している。

* 「5年以内に中国に追い越される可能性がある」：造船(41%)、IT(38%)、鉄鋼(29%)、自動車(28%)(大韓商工会議所調査、2013.2)

* 「日本と中国の間に挟まれた製造業サンドイッチ状態は悪化もしくは同水準になる見込み」(大韓商工会議所、2013.2)

2012年部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は222億ドルで、前年228億ドルに比べて6億ドルが減少した。しかし、2012年全産業対比部品・素材分野の対日貿易赤字比重は87.1%を占め、前年比約7%P増加し、赤字比重が大幅に拡大した。このような対日貿易赤字は部品・素材分野における国産化が低迷しているためであると推測される。

<表Ⅲ－1－24>対日貿易収支の推移

(単位：億ドル)

区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体産業	△244	△254	△299	△328	△276	△362	△286	△255
部品素材産業	△161	△156	△187	△209	△201	△243	△228	△222
部品素材比重(%)	66.0	61.4	62.5	63.7	72.7	67.1	79.7	87.1

部品・素材産業の競争力を強化するためには従来の追掛け・模倣型戦略から脱し、市場先導型戦略に転換する必要がある。そのためにはまず未来市場を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオを設計する必要がある。それを通じて部品・素材企業のR&D効率性

を高め、高付加価値を創出するように誘導する体質改善が急がれる。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は部品・素材中小企業が市場価値の高い知財権が獲得できるようにR&D現場でオーダーメイド型IP-R&D戦略コンサルティングを支援している。2009年からIP中心のR&D戦略支援を通じて産業界に投入中心の量的成長から脱し、成長中心の質的成長モデルを提示してきた。

IP-R&D連携戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略の樹立の3段階で構成されている。

第一段階の環境分析段階では企業ニーズ及び状況把握などの自社分析を通じて戦略目標を定め、市場及び競合社分析とともに特許紛争状況、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次に、特許分析段階では企業が保有している技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主な核心特許を導出する。

最後に、導出された核心特許に対応するための非侵害論理開発、回避設計の実施、新規IPの創出及び有望なR&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許分析DBなど特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ－1－17>先端部品・素材IP-R&D戦略支援のプロセス



-特許紛争状況分析 -政策・規制動向分析	確定 -特許(論文)検索 -定量・定性分析 -主要特許の導出 -核心特許の選定		-ライセンシング戦略
		IP創出戦略	-新規発明創出戦略 -既出願特許補強戦略
		R&D方向の提示	-有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定
		特許インフラの構築	-IP-R&D方法論教育 -特許分析DBの構築

特許庁は2012年本事業を通じて計86社の中小企業にオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。その結果、計760件余りのIP獲得戦略の提示、1,100件余りの核心特許対応戦略の提示及び430件余りのR&D方向提示戦略などを講じて中小企業のR&D現場に提供した。

＜表Ⅲ－1－25＞2012年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

区分	IP獲得戦略 (購入、補強、新規)	核心特許の 無力化戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンシング戦略	特許インフラ構築 戦略	合計
74社*	759	1,067	427	15	135	2,403
平均	10.3	14.4	5.8	0.2	1.8	32.5

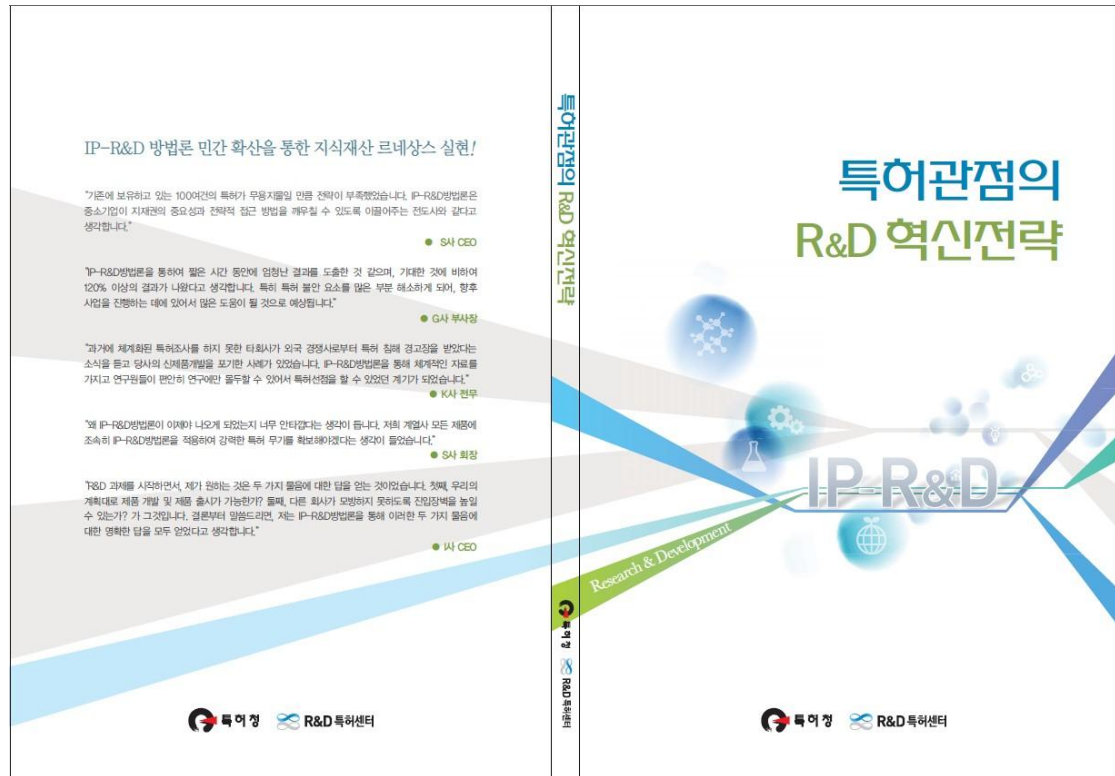
* IP融・複合課題(12件)は除く。

経済的効果を分析した結果、1,162億ウォンの経済的成果及び50.6億ウォンの対日輸入代替効果、268人の雇用創出効果が発生するなど、部品・素材分野における中小企業の競争力及び対日貿易インバランス問題の改善に寄与するという結果が出た。

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を分かり易く説明した「特許観点のR&D革新戦

略」活用書を発刊して産・学・研に普及するなど、韓国産業界にR&D方向性を提示するナビゲーションの役割を果たしている。

＜図Ⅲ－1－18＞IP-R&D活用書



ハ. 評価及び発展方向

2012年本事業の支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると以下のとおりである。

＜表Ⅲ－1－26＞支援企業の優秀事例

○ (K 社) OLED 用素材と関連して計 25 件の IP を創出することで強力な特許保有企業である日本企業に対応できる特許ポートフォリオを構築した。また、実施例物質分析 DB を基に紛争リスクの低い新規物質 R&D 方向を提示したことで、市場先占に有利な位置を占め、約 10 億ウォンの技術料節減効果と 2016 年 250 億ウォン規模の売上が予想される。

o (H 社) Mie scattering フィルムと関連して 12 件の核心特許を創り出し、対応戦略を樹立することで特許紛争の可能性がないことを保証する手段として活用した。また、計 8 件の核心能力特許ポートフォリオを構築して Mie Scattering フィルムの新規市場で先占するための方向を設定したことで、2013 年新規売上高 80 億ウォンを予想している。

2013年にはより多くの部品・素材企業を支援するために中小企業負担比率を上方修正し、支援規模を拡大する計画である。また、新規企業の参加を拡大するため、参加企業に支援課題別の点数を付与し、一定の点数に到達した場合は事業参加を制限する卒業制度を運営する予定である。

特許庁は部品・素材産業における対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長を牽引することができるようIP-R&D戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許を武器とするIP強小企業を育成することを目指している。

また、部品・素材分野R&Dに従事する中小企業の創意的な挑戦が補償される環境づくりで経済民主化を達成するとともに、R&D能力のある中小企業が大企業と肩を並べて競争できる原則が通ずる市場経済秩序を確立し、創造経済のエンジンを強化する計画である。

第2章 知的財産権に強い中小・中堅企業の育成

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 チョン・ギヒョン

世界経済が速いスピードで知識基盤経済にシフトしつつあり、企業経営において知的財産の比重が拡大し、高付加価値を創り出す企業の知的財産経営の重要性が増加している。同時に、最近サムスンとアップル、KolonとDuPontのように企業間で国際特許紛争が増加しているため、知的財産に対する認識も高まりつつある。

＜表Ⅲ－2－1＞年度別国内企業の海外特許紛争の状況

区分	2009	2010	2011	2012
大企業	84	75	213	178
中堅・中小企業	67	105	63	46
その他	3	6	2	0
計	154	186	278	224

(抜粋：2012年度知的財産活動実態調査、特許庁)

このように特許紛争が激化している中で、大企業は独自に知的財産経営戦略を構築・対応しているが、韓国の中小企業は知的財産権に対する認識、予算及び人材不足などで戦略的な知的財産経営をうまく展開していない状況である。

＜表Ⅲ－2－2＞大企業及び中小企業の知的財産経営の状況

区分	担当組織保有率	専担人材保有率	平均専担人材数
大企業	74.9%	21.9%	1.48人
中小企業	43.3%	8.3%	0.15人

(抜粋：2012年度年度知的財産活動実態調査、特許庁)

地域中小企業の知的財産の創出・活用を通じて技術及びIP競争力を高めるとともに地域経済及び国家経済の発展を牽引するため、2006年から特許庁と自治体が協力して全国31の広域・基礎知識財産センターを通じて知的財産経営コンサルティング、特許、ブランド及びデザイン総合支援を行っている。

＜表Ⅱ－2－3＞全国地域知識財産センターの状況

圏域名	知識財産センター名	圏域名	知識財産センター名	圏域名	知識財産センター名
首都圏(7)	ソウル、京畿北部、仁川、水原、富平、富川	湖南圏(5)	全南、光州、全北、順天、群山	東南圏(5)	釜山、蔚山、慶南、釜山南部、晋州
				江原圏(4)	江原、春川、太白、江陵
忠清圏(5)	忠南、大田、忠北、瑞山、忠州	大慶圏(4)	大邱、慶北、亀尾、安東	済州圏(1)	済州

(太字は広域知識財産センター)

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させ、事業に対する効果・成果の責任を担保し、地域別の特性に適した事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出する上で役立つ支援を展開している。

主な中小企業支援事業を見ると以下のとおりである。

- (IPスター企業育成事業)成長潜在力のある地域の有望中小企業を選定し、特許・ブランド・デザイン総合支援を通じてIP競争力を備える強小企業の育成を目的としている。
- (IP経営コンサルティング)地域知識財産センターの専門コンサルタントが企業のIP経営状況や問題点を把握した後、解決策を提示して中小企業のIP経営を誘導・促進する。
- (特許総合支援)地域中小企業及び個人発明家を対象に特許競争力を高めるため、先行技術調査、国内外の権利化支援、オーダーメイド型特許マップ(PM)など特

許創出、活用保護などを総合支援する。

- (ブランド・デザインの価値向上)地域中小企業を対象にブランド・デザインの開発を支援して国内外の商標権及びデザイン権で権利化を促進し、企業のブランド・デザイン競争力を強化する。
- (非英語圏ブランド開発支援)非英語圏国家に進出したり、進出予定である中小企業に対して現地オーダーメイド型ブランド開発及び権利化を支援し、国内中小企業の海外進出及び知的財産権優位のグローバル強小企業の育成を目的とする。

＜表Ⅲ－２－４＞ 中小企業の知的財産経営支援強化に向けた主要支援事業

事業名	事業内容
IPスター企業 育成	成長潜在力のある地域の有望中小企業をIPスター企業として選定し、選定企業に対してコンサルティングを行った後、企業の能力に適した特許・ブランド・デザイン関連のIP総合支援を3年間実施
IP経営コン サルティング	地域知識財産センターの専門コンサルタントが企業を直接訪問して知的財産を活用した企業の経営コンサルティングを提供
特許総合支援	先行技術調査支援、国内出願費用支援、海外出願費用支援、特許技術シミュレーション(3D)製作支援、オーダーメイド型特許マップ(PM)支援
ブランド・デ ザインの価値 向上	ブランドの新規開発及び権利化、ブランドのリニューアル開発及び権利化、ブランド&包装デザイン(海外出願)開発及び権利化の支援 特許技術製品デザインの開発及び権利化、特許出願デザインマップ支援、デザイン・特許融合支援
非英語圏ブラ ンド開発支援	ブランド経営戦略の樹立(現地市場及び企業の分析)、ブランドネーミング開発(既存商標の分析)、ブランドデザイン開発(基本及び応用デザイン開発)、現地の出願費用支援など

同時に、地域における知的財産権認識の向上及びIPインフラ構築のために住民、企業及び公務員を対象に知財権教育を実施している。また、社会予備進出者に予め知的

財産の重要性を教育するとともに認識を高めるため、軍部隊を訪ねて軍兵士たちにIP教育を行っている。

第2節 中小企業に対する知的財産経営支援の強化

1. 特許総合支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 イ・ミンヨン

イ. 推進背景及び概要

非首都圏に全体製造業の49.7%が位置しているにもかかわらず、最近10年間(2000～2010年)首都圏の特許出願比重は72.5%で首都圏に大変偏っている。このような首都圏と非首都圏間の知的財産格差を解消するため、特許庁は2006年から知的財産創出支援事業を始めた。

特に、地域別知的財産の創出及び活用支援を通じて地域の知的財産能力及びインフラを強化して地域経済発展を牽引する目的で、2006年から特許庁と自治体の協力の下で地域中小企業及び個人発明家を対象に特許総合支援事業を実施し、特許戦略コンサルティング、特許情報の調査及び分析、権利化の支援を提供している。

1)事業概要

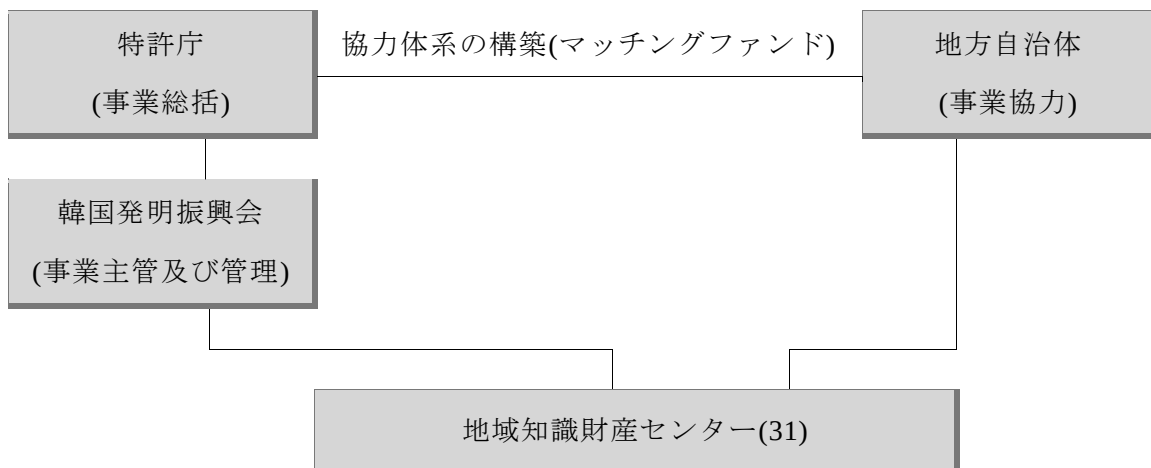
特許総合支援事業は地域の知的財産権インフラを構築するため、特許庁と地方自治体が事業費をマッチング方式に設け、特許情報の分析、活用及び保護のためのコンサルティングを地域知識財産センターに常駐している特許専門コンサルタントを活用して支援することで、地域の個人発明家及び中小企業などに総合的かつ体系的な特許活動を支援している。

本事業は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発に活用することで研究開発の効率性を高めている。一方、特許権利の確保及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化に貢献している。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に適した戦略産業の開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。

2005年に2つの地方自治体(大田、京畿)で試験的に運営した後、2006年には8つの広域地方自治体、2007年には9つの広域地方自治体、2011年には16の広域地方自治体及び34の基礎自治体、2012年には16の広域自治体及び34の基礎自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

＜図Ⅲ－２－１＞特許総合支援事業の推進体系



ロ.推進内容及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、①中小企業に対する特許コンサルティングの提供、②特許権の確保に向けた国内外出願費用の支援、③中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ支援などの細部事業で構成されている。

また、成長潜在力のある地域の有望な中小企業を戦略的に発掘し、知財権に対する集中支援を通じてIPスター企業として育成している。

＜表Ⅲ－２－５＞特許総合支援事業の推進における主要実績

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
特許コンサルティング	3,713件	6,195件	8,604件	9,966件	9,641件	13,076件
オーダーメイド型特許マップ	90件	169件	219件	176件	159件	154件
国内外出願費用	750件	1,250件	2,046件	2,838件	3,289件	4,035件

1)特許コンサルティング及び権利化の支援など

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化を支援するための特許コンサルティング及び権利確保への支援をワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。特許総合コンサルティングは特許分野で一定の経歴を有する専門家を特許コンサルタントとし採用して実施している。

まず、特許総合コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の低い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術及び市場の動向を調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することを目的としている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する先行技術調査サービスの提供、特許出願費用などを支援している。

2012年には計13,076件の特許コンサルティングを支援し、オーダーメイド型特許マップ154件、国内外出願費用4,035件などを支援した。

＜表Ⅲ－２－６＞地域知識財産センターの設置状況

広域市道	センター名	指定機関	登録日付
ソウル	ソウル	(財)ソウル産業通商振興院	2009. 2.18
仁川	仁川	仁川商工会議所	2001. 7. 1
京畿	水原	水原商工会議所	2001. 7. 1
	富平	富平図書館	2003. 1.13

	京畿	(財)京畿テクノパーク	2003.10.16
	富川	富川産業振興財団	2005. 7. 5
	京畿北部	京畿北部商工会議所	2010. 2. 2
江原	江原	江原道産業経済振興院	2001. 7. 1
	春川	韓国発明振興会江原支部	2001. 7. 1
	江陵	江陵商工会議所	2003.10.16
	太白	太白商工会議所	2005.11.18
忠北	忠北	清州商工会議所	2001. 7. 1
	忠州	忠州商工会議所	2005. 7. 5
忠南	忠南	忠南北部商工会議所	2001. 7. 1
	瑞山	忠南西部商工会議所	2005.11.18
大田	大田	(財)大田テクノパーク	2008. 4. 1
慶北	慶北	浦項商工会議所	2001. 7. 1
	亀尾	亀尾商工会議所	2001. 7. 1
	安東	安東商工会議所	2005.11.18
慶南	慶南	昌原商工会議所	2001. 7. 1
	晋州	晋州商工会議所	2001.12.24
大邱	大邱	大邱商工会議所	2001. 7. 1
釜山	釜山南部	韓国発明振興会釜山支部	2001. 7. 1
	釜山	(財)釜山テクノパーク	2003. 3.17
蔚山	蔚山	蔚山商工会議所	2001. 7. 1
全北	全北	全州商工会議所	2001. 7. 1
	群山	韓国発明振興会群山支部	2011. 3. 2
全南	順天	順天商工会議所	2001. 7. 1
	全南	木浦商工会議所	2005. 7. 5
光州	光州	韓国発明振興会光州支部	2001. 7. 1

済州	済州	済州商工会議所	2001. 7. 1
31センター			

2) 中小企業に対するオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援

特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業にとって、特許情報を分析・活用し、企業のR&D方向の設定、競合社の技術開発動向の分析、特許リスクの回避などに向けた戦略を立てることは大変難しい作業である。

そこで特許総合支援事業ではオーダーメイド型特許マップ(PM)の支援を通じて、地域中小企業を対象に特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を支援し、企業にとって実効的な研究開発の方向を提示するとともに特許活用戦略の樹立をバックアップしている。

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成支援を始めに、2007年には90件、2011年には159件、2012年には154件のオーダーメイド型特許マップ作成の支援を通じて、分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業R&D方向の設定など中小企業の知的財産戦略の樹立を支援した。

3) IPスター企業の育成

特許庁は地域中小企業の知的財産の創出・活用を強化するため、IPスター企業の育成に力を入れている。IPスター企業の育成政策は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して権利化、オーダーメイド型特許マップ、シミュレーション製作、ブランド・デザインの開発などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許コンサルタントを活用した現場オーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の体表的な企業として成長できるように支援している。

2010年には108社、2011年には203社、2012年157社の地域中小企業をIPスター企業として育成するために集中的に支援した。2012年に選定・支援したIPスター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけに前年比売上高が12.9%、雇用規模は6.9%がそれぞれ増加したことが分かった。

＜表Ⅲ－2－7＞IPスター企業に対する支援の成果(2012年)

(単位：％)

区分	2011年スター企業 (203社)	2012年スター企業 (157社)
IP出願増加率	△1.91 (全中小企業△17.56)	12.6
売上高増加率	25.5	12.9
雇用規模増加率	12.7	6.9
専担人材保有企業増加率	4.4	1.4
職務発明補償実施増加率	18.0	38.8

ハ．評価及び発展方向

特許総合支援事業は事前コンサルティングに基づいて企業が必要とする特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台に技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘・支援するIPスター企業はこれまで選定企業に対してコンサルティングを行った後、企業能力に適した特許、ブランド、デザイン関連のIP総合支援を3年間顧客のニーズに合わせて支援した。今後IPスター企業の選定において地域戦略産業と連携された企業はトップ・ダウン方式で、戦略産業以外の企業は従来のボトム・アップ方式を並行し、IPスター企業選定の効率性を高める計画である。また、企業支援の際に企業別の専担コンサルタントを指定し、該当コンサルタントは企業別のIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略など企業別

オーダーメイド型知的財産経営戦略コンサルティングを提供する予定である。

2. 中小企業知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 チョン・ギヒョン

イ. 推進背景及び概要

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会に突入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権の創出・活用・保護を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

最近知的財産の価値が企業の市場価値全体において占める比重が速いスピードで増加し、企業競争力に貢献する程度が大きくなるにつれ、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産中心に変わりつつある。したがって、知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性が増大している。

知的財産経営とはR&D活動を通じて獲得した成果に対して排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に経営資源化することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

多数の中小企業は国内または海外における製品と関連する優秀特許の確保、競合社との知財権紛争の可能性など知財権関連の懸案を認識し、特許庁に対してその解決策の問合せを持続的に寄せてきた。特許庁が中小企業を対象にコンサルティングを支援する前は、主に担当審査部署が個別的に電話相談を受けてきたが、該当企業に対する体系的な支援までは至らなかった。

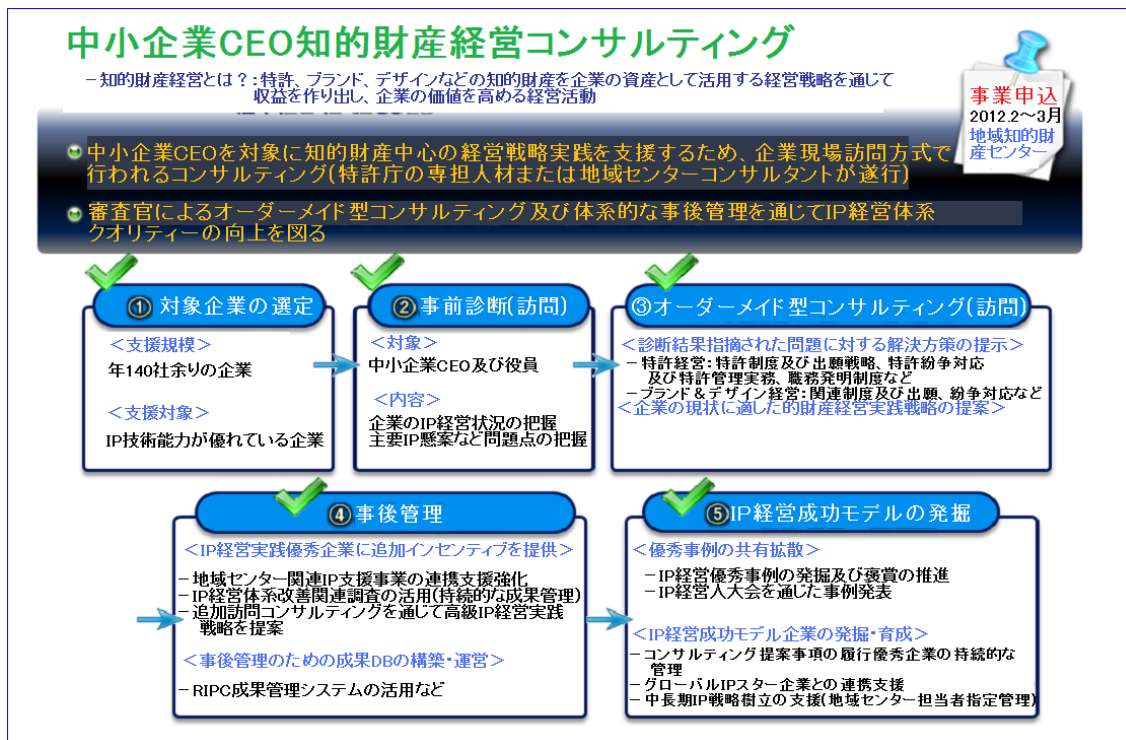
そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供した結果、好評を得た。また、特許の他に商標、デザインに対する中小企業からのコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。¹⁸ 特許庁の中小企業を対象にした知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずると言える。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専門人材と地域知識財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専担組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野を基にオーダーメイド型コンサルティングを提供し、企業にコンサルティング報告書を提示するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専門人材だけでなく全経連と協力して退職したCEOを活用した共同コンサルティングも施行している。

¹⁸ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/を参照

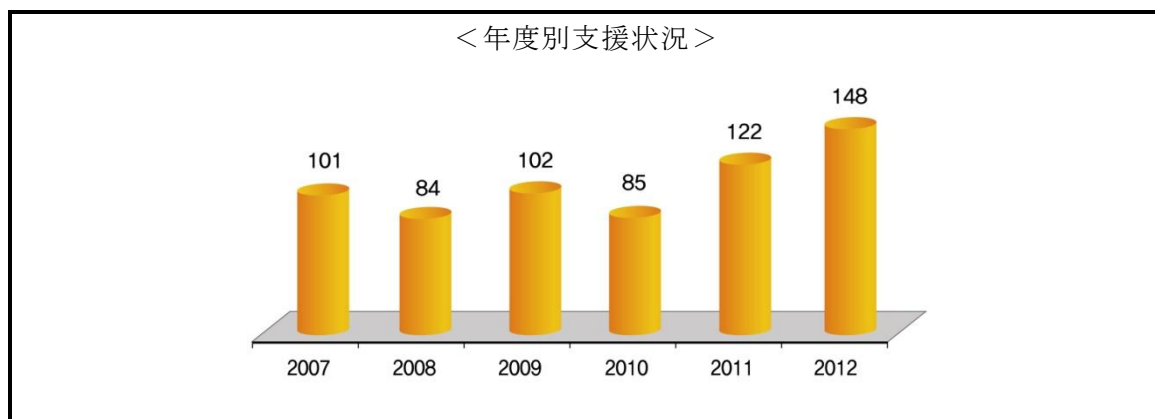
＜図Ⅲ－２－２＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



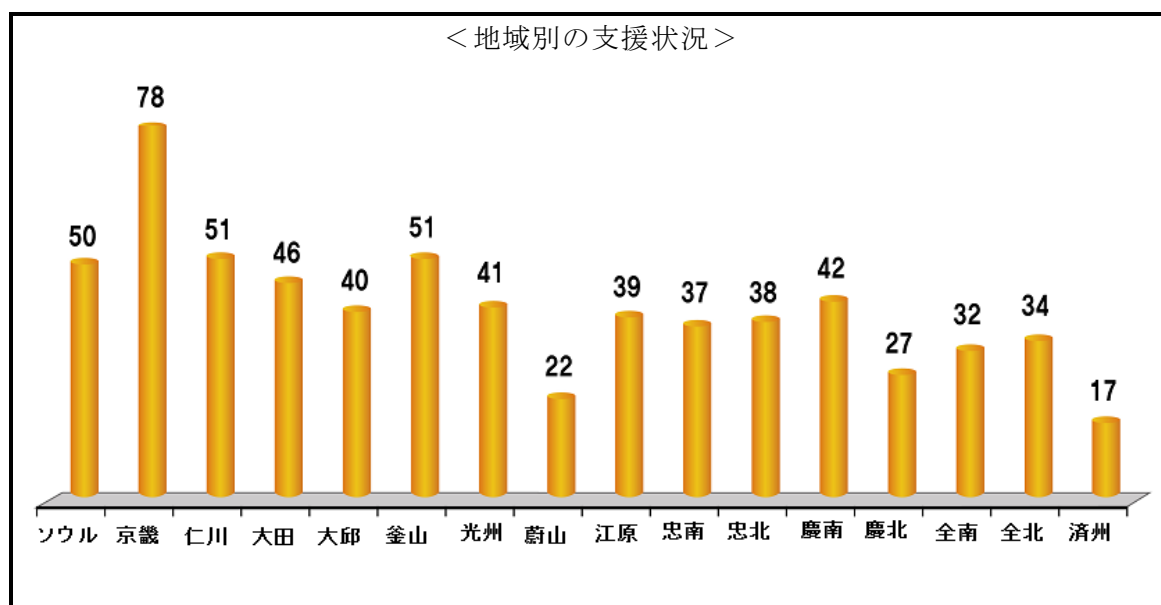
ロ．推進内容及び成果

中小企業知的財産経営コンサルティングは2006年34社の中小企業を対象にスタートし、2007年から2012年まで計640社余りの企業に特許・ブランド・デザイン経営コンサルティングを支援した。

＜図Ⅲ－２－３＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの年度別支援状況



<図Ⅲ－２－４> 地域別の支援状況(2007～2012年)



コンサルティングを通じて自社の戦略品目に対する研究開発及び知財経営がより体系的に行われるよう、特許マップ及びIP経営戦略の提示を通じて知的財産経営に対する中小企業の認識改善と業務担当者の実務能力の強化に力を入れている。また、2012年には中小企業のIP経営を改善するために740件余りの具体的な実践方案を提示した。

<表Ⅲ－２－８> 2012年コンサルティングの主な内容及び分布

(単位：件、%)

コンサルティングの主な内容	件数	構成比
・ 地域センターの支援事業に対する案内	96	12.9
・ IP基礎相談	64	8.6
・ IP専門教育	50	6.7
・ IP情報調査(先行技術調査など)	53	7.1
・ 保有IP管理(保有知財権の検討及び改善)	69	9.3
・ IP経営戦略の樹立	47	6.3
・ 自社技術開発戦略	46	6.2
・ 競合社分析	72	9.7
・ ブランド競争力の強化	57	7.7

・ デザイン競争力の強化	57	7.7
・ 職務発明制度の案内及び導入	12	1.6
・ IP戦略及びポートフォリオ	64	8.6
・ 営業秘密	4	0.5
・ 訴訟及び紛争対応	16	2.1
・ 他機関の支援事業に対する紹介及び連携、活用	28	3.8
・ その他(ブランド開発戦略など)	9	1.2
合計	744	100%

また、2012年度には各企業にこのような企業別実践方案を盛り込んだ知的財産経営のためのガイドを設けるため、コンサルティング結果を報告書の形態で作成した「知的財産経営コンサルティング報告書」を作成し、企業に知的財産経営を促した。

＜図Ⅲ－2－5＞IP経営コンサルティング報告書のコンサルティング結果(例示)

環境分析			
外部環境分析		内部環境分析	
技術 ・ 市場	・ 半導体、FPD,LEDなど国内半導体産業が市場をリードしており、持続的に拡大 ・ 0000の年平均海外市場成長率が9%に拡大 ・ 0000の年平均国内市場成長率が11.7%に拡大	一般 経営 状況	・ 2012年創業した企業で、1人代表体制 ・ 00大学創業インキュベーターセンター入居 ・ 特許6件、実用7件、商標5件、デザイン6件 ・ 2012年3月ベンチャー企業として指定される
競合 社・ 製品	・ マシンビジョン検査システムは産業全般に適用分野が拡大されつつあり、オーダーメイド型に製作して提供される ・ S/Wのみならず、カメラ、レン	IP 経営 状況	・ 2012年創業した企業で、IP経営事例に対する独自の分析でベンチマーク進行中 ※IP経営事例研究会の活動中

	ズ及び照明、その他装備を一気に開発・製造・納品する形態		
IP	・ 2000年代初めから出願件数が増加 ・ C C(US)、DA P CORP(JP)、00電子(KR)などが積極的に出願 ・ LED照明制御技術、検査のためのプログラムなどに対するIPとして確保が必要	保有 IP 状況	・ LED光源分野の特許2件 ・ 0000分野の特許4件、実用7件など ・ 0000の特許1件など ・ 特許6件、実用7件、商標5件、デザイン6件
コンサルティング診断			
SWOT分析		解決課題	
▶ SO戦略(攻撃的な戦略)とWT戦略(防御的な戦略)を並行で推進		▶ 選択と集中を通じた事業資金確保 ▶ IP組織設計	
コンサルティング設計			
IP経営環境部門		事業(技術及び製品)部門	
- 現場の高級技術に対する技術諮問コンサルティングの提供を通じた一定収益の創出 - 0000に対する具体的な事業計画を講じて中小企業振興公団、技術保証基金などを通じて施設及び運転資金を確保 - IP組織設計よりは雇用支援センターなどを活用して博士級専門人材を確保し、持続的に技術開発を進め、IP事業化関連の地域関係機関のプログラムが活用できる行政業務人材を確保		- 0000に対する技術開発及びマーケティング戦略の構築 ※000地域のLED関連製造社に小型0000検査装置を広報し、海外優秀企業の製品との差別化戦略を構築 - マシンビジョン関連の技術分類別先行文献分析を通じた知財権の確保 ※0000関連の優秀なS/Wを活用できる機械装置に対する持続的な権利確保 - 0000、LED00システムに対する00技術移転センターとの協業を通じて技術移転を	

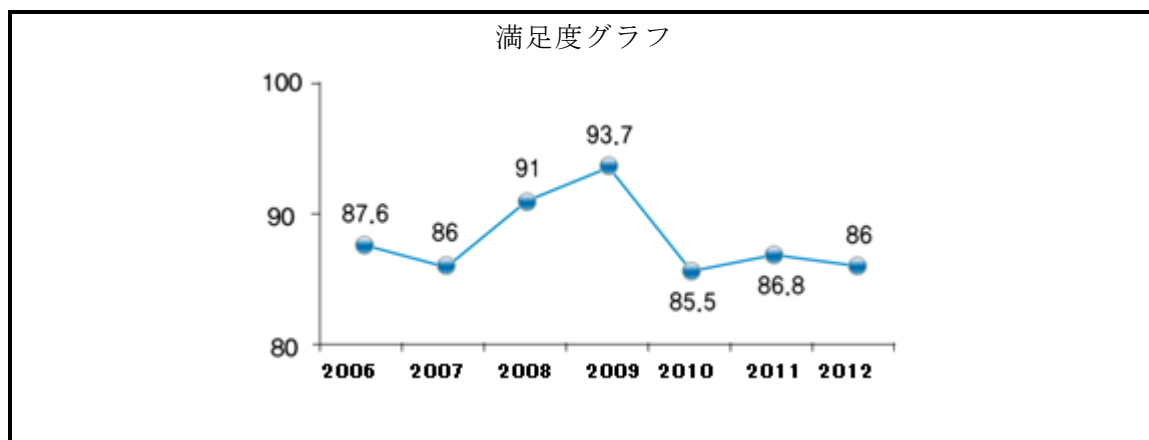
	推進
--	----

コンサルティングの後も「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン・経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供し、企業のCEOや担当者が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ．評価及び発展方向

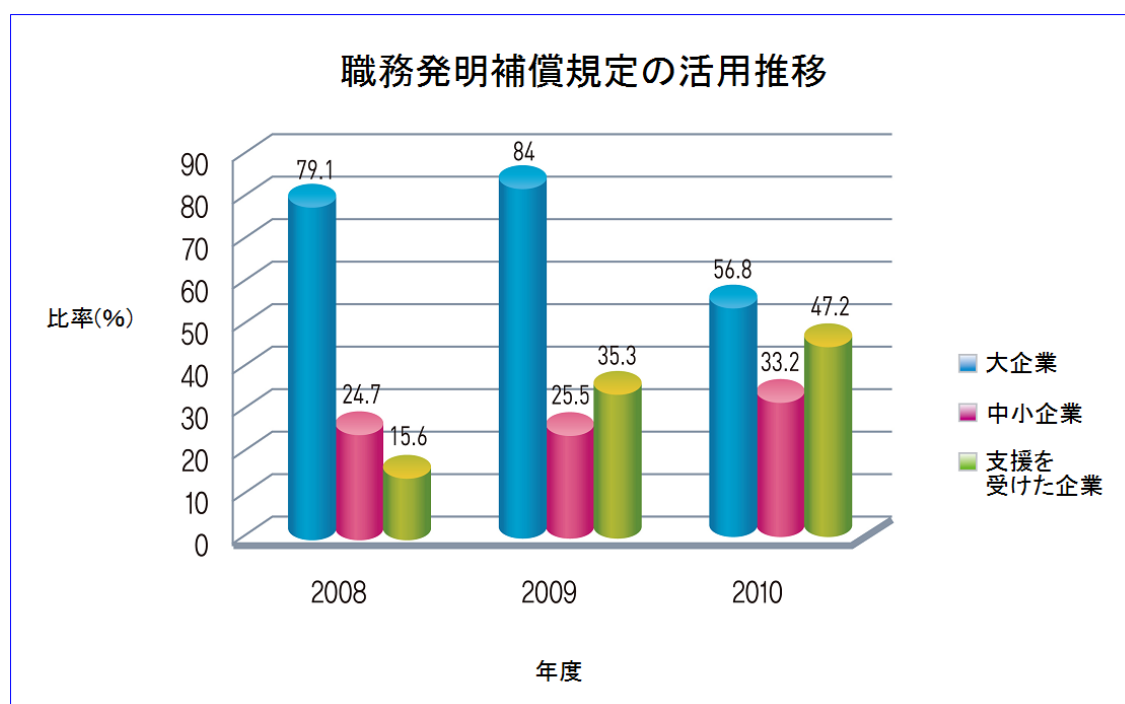
中小企業知的財産経営コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営の基盤作り支援は、中小企業が優秀知財権を確保して自ら知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティングの後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象に、支援に対する満足度調査を行った結果、コンサルティングに対して高く評価していることが分かった。このような結果は中小企業を訪問する専門担当者の専門性と努力の結果であると言える。但し、2010年からは完成度の高い知財経営コンサルティングを実行するため、満足度調査項目をさらに具体化・体系化して再設定を行った。また、知財経営に対する中小企業CEOの期待水準が高まっているため、前年比満足度点数は多少低くなったが、コンサルティングに対する需要は引き続き増加傾向にある。

＜図Ⅲ－2－6＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



中小企業知的財産経営コンサルティングを提供した企業を対象にした満足度調査の結果、絶対多数の中小企業経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用する計画があると答えた。このような事項は2009年コンサルティングを受けた企業の2010年末知的財産経営体系の中で企業の職務発明補償規定の活用推移から確認することが出来る。2009年～2010年の職務発明補償規定の活用状況を企業類型別に見ると大企業は27.2%Pの減少、一般中小企業は7.7%Pの小幅増加を記録したが、コンサルティング支援を受けた企業は11.9%Pの増加を記録した。また、企業の平均売上高及び雇用人材を見ても、2010年コンサルティングを受けた企業を対象にコンサルティング前後の平均売上高は34%、平均雇用人材は11.7%の増加を記録し、コンサルティングが企業の認識転換と経営体系の改善に貢献したことが分かる。

＜図Ⅲ－２－７＞企業類型別の職務発明補償規定の活用推移



その他にもパッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、優れた企業能力を備えた中小企業に対してIP経営基盤の強小企業として成長できるIPスター企業育成事業、国内中小企業の実情に適した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営全部門にわたって総合的な支援を受ける。これを通じて短期的には支援を受ける企業における知財権の懸案を解決することができるだけでなく、中長期ときにはIP経営戦略が立てられることから、企業の基礎体質の改善はもちろん、競争力の強化にも大きく役立つものと期待している。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許コンテスト展覧会での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングと連携支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

また、中小企業の知的財産に対する認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から事業化及び還流までワンストップ・トータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

＜表Ⅲ－２－９＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

o 特許経営コンサルティング	
特許経営一般	－特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度及び 出願戦略	－特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の活用	－先行技術調査など特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の対応	－企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明
特許事業化及び 取引・評価	－特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策の紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	－改正された職務発明制度の紹介 －企業の職務発明褒賞規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導
o ブランド経営コンサルティング	
ブランド経営 一般	－ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び 出願戦略	－商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析

商標情報の活用	ー 先行商標調査などの商標検索方法の説明 ー 企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	ー 商標分野の国内外紛争事例の説明 ー 紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
o デザイン経営コンサルティング	
デザイン経営 一般	ー デザイン経営の重要性及び導入の必要性 ー 先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度 及び出願戦略	ー デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 ー デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報の 活用	ー 先行デザイン調査などデザイン検索方法の説明 ー 企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争の 対応	ー デザイン分野の国内外紛争事例の説明 ー 紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

＜図Ⅲ－２－８＞知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業CEOのインタビュー内容





의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 하반기부터 케이블 광고를 시작으로 지하철 광고, 나아가서는 메이저급 TV 광고 등을 통해 인식도를 확보하는 데 전력을 기울여 시장에서 선두자리를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고의 기술을 자랑하는 자국의 기술력에 안주하지 않고 다양한 분야에 침투이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적인 노력을 기울일 것입니다.”

지난달 비차말다불행사에 공식 후원사로 나선 것도 그러한 홍보 전략의 하나. 하반기에는 잡지 지면 광고를 비롯해, 케이블 TV 5개 채널, 지하철, 네이버 키워드 광고 등 공격적인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 집콕, 전세계 제약업계에서 자리매김할 터

장식용 사장이 경영을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것은 '무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내 맘에 100% 만족하는, 1등 제품이어야 한다'는 것이다.

"내가 만든 제품에 자신감이 있어야 국내는 물론 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 저를 비롯하여 씨엘관 23명 전직원은 우리 제품이 업계 1등 제품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대가가 주어져도 몰라도 모두가 땀을 흘려 미래의 꿈을 위해 매진할 수 있는 것이므로, 저 스스로 그런 직원들에게 지금은 중소기업으로서 힘들지만 회사 성장과 함께 살길 등 대

기업 못지않은 태우를 해줄 것을 약속하고 있습니다.”

한편 인터뷰 말미에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨으로 활동한 장식준 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 고마웠던 경험을 이야기하며 실질적인 중소기업 육성 현실화에 대한 바람을 피운다.

"현재 시판중인 제품의 브랜드명이 에너벨스입니다. 하지만 처음에는 아이벨스라는 브랜드로 등록을 했었지요. 그런데 8개월 만에 '벨'가 나탈습니다. 포스터, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 급진 손실은 물론 사업 일정에 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 우연한 기회에 특허청의 중개지원제 중 컨설팅사업에 참가하게 되었는데 급원적 지원과 더불어 컨설팅 이런 도움을 받으면서 제 입장에서는 정말 큰 힘이 된 경험이 있습니다. 모두가 중소기업 육성을 강조하지만 말로만 중개육성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 전정으로 중소기업에 도움이 되는 중개 육성이 이루어졌으면 하는 바람입니다.”

의류비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내외에서 비즈니스와 함께 전배가 깊은 장식의 CEO, 장식준 사장. 그는 이제껏 '돈을 찾아서 일한 적은 단 한 번도 없었다'고, '단지 하고 싶은 일을 찾아서 최선을 다했다'고 말한다. 그리고 그런 그가 지금 '가식성 필름 원천기술을 집콕, 전 세계의 제약업계에 이를 나누고 싶다'는 꿈을 향해 매진하고 있다. 장식의 CEO, 장식준 사장이 그가 꿈꾼 '클루오션'의 세계에서 마음껏 나래를 펼치기를... 기대한다.

문의 02-406-7007

2011. 10. 23

3. 브랜드・디자인価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 カン・ミスック

イ. 推進背景及び概要

最近消費者ニーズの多様化によって価格、機能など伝統的な価値より差別化されたコンセプトとイメージ、デザインなどが消費者にとって製品選択における重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金の不足、権利化に対する認識不足などで独自のブランド、デザインなどを開発・使用するのが困難な状況である。(資金不足36.1%、専門人材不足34.3%、2007Design Census、KIDP)

ブランド・デザイン価値向上事業はこのような要求を積極的に解決するために地域

中小企業にブランド・デザイン開発を支援し、商標権・デザイン権で権利化を推進して企業の商標・デザイン知財競争力を強化するために2010年から始まった。

ロ．推進内容及び成果

1)事業概要

ブランド・デザイン価値向上事業は地域中小企業にブランド・デザイン関連の専門コンサルティングを実施すると同時に、ブランドとデザインの開発を通じて知的財産権の創出、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域別の特性に適した事業を支援することで地域中小企業に知識財産創出のための実質的な支援を提供している。2012年度にはブランドで16の地方自治体、デザインで15の地方自治体とマッチングファンドを構成して事業を展開した。

＜表Ⅲ－2－10＞2012年ブランド・デザイン価値向上事業の内容

主要支援事業		内容	支援金額(1件当たり)
ブ ラ ン ド	国内出願費用支援	地域中小企業の国内権利化費用を支援	国内：25万ウォン以内
	国外出願費用支援	地域中小企業の国外権利化費用を支援	海外：250万ウォン以内
	ブランド新規開発支援	優秀中小企業製品のブランド新規開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	ブランドリニューアル開発支援	優秀中小企業製品のブランドリニューアル開発及び権利化を支援	2,000万ウォン以内
	ブランド・デザイン融合支援	地域中小企業のブランド開発と包装デザインの連携支援	3,000万ウォン以内

	非英語圏ブランド開発	非英語圏国家に進出する中小企業の現地語ブランド開発及び権利化を支援	4,000万ウォン以内
	社会的企業のブランド開発	社会的企業のブランド開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	国内出願費用支援	地域中小企業の国内権利化費用を支援	国内：35万ウォン以内
	国外出願費用支援	地域中小企業の国外権利化費用を支援	海外：280万ウォン以内
デザイン	製品デザイン開発	特許技術に対する製品デザインの開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内
	包装デザイン開発	出願商標に対する包装デザインの開発及び権利化の支援	1,500万ウォン以内
	デザインマップ	特許技術に対するデザインマップ開発を支援	1,500万ウォン以内
	デザイン・特許融合支援	技術と連携したデザイン開発及び特許・デザインの権利化を支援	5,000万ウォン以内
	社会的企業のデザイン開発	社会的企業のデザイン開発及び権利化を支援	2,500万ウォン以内

<表Ⅲ－2－11> 2012年地域ブランド・デザイン価値向上支援事業の遂行地域

(単位：億ウォン)

自治体	地域センター (事業運営機関)	住所	マッチング 金額		備考
			ブランド	デザイン	
ソウル	ソウル知識財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC産学協力センター	1.5	-	ブランド
京畿	京畿知識財産センター (京畿 テクノパーク)	京畿安山市常緑区四三洞1271-11	1	1	ブランド/ デザイン
	京畿北部知識財産センター (京畿北部商工会議所)	京畿議政府市新谷洞 801-1	1	1	ブランド/ デザイン
仁川	仁川知識財産センター	仁川市南洞区論峴洞447	2.5	2.5	ブランド/ デザイン

	(仁川商工会議所)				
江原	江原知識財産センター (江原道産業経済振興院)	江原道原州市牛山洞405-29	2.5	2	ブランド/ デザイン
忠南	忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所)	忠南天安市西北区仏堂洞492-3	1.5	1	ブランド/ デザイン
大田	大田知識財産センター (大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	2.5	4	ブランド/ デザイン
忠北	忠北知識財産センター (清州商工会議所)	清州市上党区北門路2街116-84	2.5	1.5	ブランド/ デザイン
釜山	釜山知識財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	2.8	2	ブランド/ デザイン
蔚山	蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山市南区トッジル路97番地	1.3	1	ブランド/ デザイン
大邱	大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東欧新川3洞107	2	1.5	ブランド/ デザイン
慶北	慶北知識財産センター (浦項商工会議所)	慶北浦項市南区上島洞 10-2	1	1	ブランド/ デザイン
慶南	慶南知識財産センター (昌原商工会議所)	慶南昌原市義昌区中央路98	1	1	ブランド/ デザイン
全南	全南知識財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市中東2街1番地	3	1.25	ブランド/ デザイン
光州	光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支部)	光州市光山区道泉洞621-15	1	1.5	ブランド/ デザイン
全北	全北知識財産センター (全州商工会議所)	全北全州市完山区電動2街	1.5	1	ブランド/ デザイン
済州	済州知識財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉 タウン	1.25	1	ブランド/ デザイン

ブランド・デザイン価値向上事業は大きく①ブランド・デザイン経営分析及びコン

サルティングサービスの提供、②地域中小企業のブランド・デザイン開発支援に分けられる。既存のブランド・デザインスター企業育成事業は2011年から廃止され、IPスター企業育成事業に統合された。

IPスター企業育成事業は地域の中小企業がIP強小企業として生まれ変わるように特許、ブランド、デザインを統合的に選定・支援する方式に変更された。

ハ．推進内容

地域ブランド・デザイン価値向上事業は大きくブランド・デザイン経営分析及びコンサルティングサービスの提供と地域中小企業のブランド・デザイン開発支援という二つの細部事業で構成されている。

地域ブランド・デザイン価値向上事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、ブランド・デザインの集中支援を通じて地域のブランド・デザイン代表企業として育成することで、地域に良質な雇用創出と地域競争力の向上、地域経済活性化に寄与している。

1)ブランド・デザインコンサルティング

同事業は、ブランド・デザイン経営コンサルティングを通じたブランド・デザイン開発支援及び出願費用支援まで**One-Stop**総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは地域知識財産センター内に常駐するブランド・デザインコンサルタントによって行われる。

コンサルティングを行うため、2010年にブランドコンサルタント11人、デザインコンサルタント9人が該当地域の知識財産センターに契約職員として新規採用された。2012年末現在全国17の広域自治体にブランドコンサルタント、デザインコンサルタントが各々17人ずつ採用されて勤務している。

＜表Ⅲ－２－１２＞2012年地域ブランド・デザインコンサルタントの採用状況

地域	ソウル	京畿	京畿北部	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶北	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
デザイン	-	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17

ブランド・デザインコンサルティングはブランド・デザインの専門知識と開発能力が足りない地域の中小企業・小商工人を対象に、ブランド・デザイン経営分析、開発方向、権利化方案などを提供することで、ブランド・デザイン経営強化に焦点を当てている。また、コンサルティング過程に必要なブランド・デザイン先行調査、商標・デザイン出願費用の支援などを含めている。

2012年に17の広域センターでブランド経営コンサルティング3,100件、出願費用支援2,168件が支援された。デザインの場合、ソウルを除く16のセンターでデザイン経営コンサルティング2,513件、出願費用支援1,178件が支援された。

＜表Ⅲ－２－１３＞2012年地域ブランド・デザイン主要事業の推進状況

区分	主要支援事業	ソウル	京畿	京畿北部	仁川	江原	忠南	大田	忠北	釜山	蔚山	大邱	慶北	慶南	全南	光州	全北	済州	計
ブランド	出願費用支援	192	82	154	269	68	134	139	188	155	119	102	60	65	139	90	101	111	2,168
	ブランド新規	2	2	2	4	4	1	4	3	3	2	5	2	1	3	2	4	2	46
	ブランドリニューアル	2	2	2	2	5	6	5	2	1	2	2	3	1	3	-	2	3	43
	非英語圏ブランド	2	-	-	2	1	1	2	1	2	1	2	-	1	2	1	1	1	20

	ブランド・デザイン融合	-	-	-	1	-	-	2	3	2	-	-	-	-	8	-	-	-	16
	社会的企業ブランド	1	-	-	1	3	-	-	1	3	2	2	-	1	1	1	1	1	18
デザイン	出願費用支援	-	52	152	134	52	41	123	99	82	61	89	48	47	56	69	28	45	1,178
	製品デザイン開発	-	2	2	7	5	1	8	4	6	3	2	3	2	3	5	4	2	59
	包装デザイン開発	-	2	2	2	6	19	3	2	4	2	3	2	3	4	10	2	3	69
	デザインマップ	-	2	-	1	1	-	4	1	1	1	2	-	1	1	2	1	1	19
	デザイン・特許融合	-	-	-	2	1	-	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	8
	社会的企業デザイン	-	-	-	2	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6
合計		199	144	314	427	147	203	294	305	261	193	210	118	122	220	180	144	169	3,650

2)ブランド・デザイン開発支援

ブランド開発支援は専門人材及び開発資金が不足している地域の有望中小企業を対象に、企業の地域特性に適したブランド(CIまたはBI)を開発またはリニューアルし、権利化を支援する事業であり、今年は計89件を支援した。

デザイン開発支援は特許技術を保有する企業には製品デザインを、出願された商標を保有する企業には包装デザインの開発・権利化を支援する事業であり、今年は計128件を支援した。2012年には既存の権利別単一支援方式から脱し、融合支援の拡大を通じて複合知財権の創出に向けた事業を展開した。

デザインマップは特許技術を保有する企業にデザイン開発のための先行調査と市場調査、デザイン開発の方向を提案する情報支援事業であり、2012年計19件を支援した。

2012年には既存の権利別単一支援方式から脱し、融合支援の拡大を通じて複合知財権の創出に向けた事業を展開した。

ブランド分野では支援成果を最大化するとともに企業の活用率を高めるため、ブランド開発と包装デザインの開発を連携するブランドー包装デザイン開発事業を始めて展開し、計16社を支援した。

デザイン開発分野では既存の外観中心のデザイン開発から脱し、技術と連携されたデザイン開発を支援するため2012年パイロット事業としてデザイン・特許融合支援事業を展開した。9.4：1の高い競争率を記録し、計8件を支援した。

また、知的財産支援から疎外されやすい社会的企業のブランド・デザイン開発に向けた支援事業も2011年パイロット事業を基点に2012年には全国に拡大・実施した。今年度はブランド開発18件、デザイン開発6件を進行した。

＜表Ⅲ－2－14＞2012年地域ブランド事業支援企業の状況

センター	企業名
ソウル	INBair、DECORAMA、Calcutta Communication、Naroo CEM、SUDOプレミ アムエンジニアリング、Pharmsville
京畿	KRエコスター、COMWINS、Mamirobot、ディライト
京畿北部	バンド産業、GFS、グッドセンス、Suspharm
仁川	KOFUS、ファンセンバイオ、Hains、Jinhan工業、ヒョシンテック、コルレ スン、金剛オートテック、ハンウルソリ、Dogtra、ビューティプロモーショ ンス
江原	Caretek、チャム農園、Green&sun、Nanointech、テヨンメディカル、Hatti、 アイエムヘルスケア、ボックドンアリ営農組合、Spatech、Nonamegi、イジ ャン、シンファマウル営農組合法人、ソニックワールド
忠南	S&Bフード、ネポマッゴリ、ctnetworks、未来エネルギー技術、チョグァン

	Hitech、農業会社法人ユチャン、PROCARE、Worldway
大田	ジュシン、DAEDUCK Lab.co、BBC、THE NINE COLOR Inc.、レディジョ、OVIUS、CHC Lab、Micobiomed、System DnD、DAOOM COSTECH、Conejewely、WON TECHNOLOGY、ハンミスイス光学
忠南	SPOLYTECH、KOSIBIO、韓国機械、TNP、ドンファ、FMエクテック、COSISBIO、麥芽糖、パワーラップ、フランシスコの家
釜山	キジャンサラムドゥル、創作生活、ヨングァン精密、CSM TECH、LIOELE、TECHUNION、GREEN SOLUTION、SJ商社、親環境資源開発推進委員会、ビス、エコマイン
蔚山	韓国モールド、ソンウォン機工、NEOEN、POSCHEM、未来を切り開く人々、蔚山クジラ、デド機械
大邱	慶北光油、POONGKUK麵、ドンウCM、セヤン、クァンミョン通商、イガ、ヨンプン物産、ユニワールド、Dodream、ソンジン通商、FREE&MEZIS
慶北	Macsumsuk GM、ナチュラルC&F、カンウォン産業、ドンゴン化学、ビョンジュ農資材
慶南	セゾン化学、ファインケミカル、THE BINU、DAEWANG
全南	(株)エスティ、Human IT Solution、DONGUINARA、TOPSUN、Healthpace、デスップマルグン営農組合法人、茶山文化振興院コンセミ、GAVO Pharmaceuticals、ミガ食品営農組合法人、エコ産業、デュアルライフ、ヒョンジン企業、自然と未来、兄弟水産営魚組合法人、Zivonコスメティック、グロリア水産、海南自然農業営農組合
光州	Hummer、OPTO POWER、オウルリム、RUMEコリア
全北	マイハーブ、HM環境、プロモテック、アリエコ、ISP、バイハーブ、GLONM、ACT
済州	済州天地淵肉加工組合、農業会社法人JADAM、青龍水産、営魚組合法人JEIN、農業会社ポップインドダム、イルベウムタ、テリム商社

<表Ⅲ-2-15>2012年地域デザイン事業支援企業の状況

センター	企業名
------	-----

京畿	テヒョンLeisure Motor、BAUTECH、CEBIAN、OPENSTACK、KOVISスポーツ、イルジンハイテック
京畿北部	DGI、DAOTECH、コナ、ジャヨン
仁川	GRENTech、INKELPA、C&L、RTECH、ELIVISION、ジンハン工業、MISOBIN、YOUSUNG械電、HAINS、コンセアルシェアリングセンター、イェリムイルタ、S&B、HDC
江原	DAEKYOUNG産業、HYUN MEDICS、LSLシステムズ、ソフンメカテック、ソニックワールド、メガメティカル、東海食品、Hatti、ファクションバイオテック、屏内里婦女会、シンファマウル営農組合法人、IMヘルスケア
忠南	HANBAEK SYSTEM、Yitzhak、モデゥンスキン、クンゴル営農組合法人、反すテック、SMARTEZ、サムウテック、WITAヨン、ボンドック陶磁器、韓国ドラジ、キムジョンギョ自然健康営農組合法人、ウリ生命科学、TNB、CHUNGJIKY、テコリア製菓、未来CNC、ドンウFNC、ビョクソンジェ伝統市、ジュウォン有機農営農組合法人、アロマニューテック
大田	OMICISIS、ジウ、韓国書誌研究所、アドニア、KNTech、MPWIZ、JKスポーツ、サムホ精密機械、UNOCOS、HAETIP FOOD、OVIUS、BIONUTRIGEN、GREEN TECH、幸せな職場事業団
忠南	マトゥMCS、FOOD ENERGY、ジョウンパンプ、POLYTECH、KKAMAJONG、SMエアテクノロジー、ドンソコンクリート、ソドン
釜山	サムチャンSC、ILHUNG、SUNコーポレーション、ソンボ電気工業、NEX-D、ハンジ、現代ENTEC、ゴルフスカイ、スンイン食品、ヘオルムバイオ、RMNエコ、釜山産業障害人協会(SJ商社)、ソンジェハイテック
蔚山	ネット、ドンシン産業、ドンソハイテック、ジョウンチング、ナムジョン
大邱	MYUNG-IL FOAMTEC、韓国LAB、セヤン、セシン精密、ティモ、デドン工業、ドミニク、現代機電
慶北	MEGAGENインプラント、WISCOHITEC、GT TELECOM、ビョンジュ農資材、カンウォン産業
慶南	ANT、COZYTEC、タコ、ボムハン産業、GLBIO、COM
全南	SEON ENTEC、エスティ、ハンソンSTEEL、テピョン塩、153食品、BM生

	命工学研究所、DASO食品
光州	Hummer、ネクストウォン、東洋ハイテック産業、セマンテック、OPTO POWER、ALGOR KOREA、UNIQUEMEDICARE、Vision Mecca Tech、ニューピア、ソンプパム、SOS、RUMEコリア、GNTTEC、テックスワーク、トマト
全北	VINATEC、クムソン産業、NANOFOCUSRAY、DICSVISION、DAEDOOFOOD、SEGI総合環境
済州	DAEIL CM、ジェラジンコリア、テリム商社、タムナモ、済州耽羅SEAFOOD営魚組合法人

その他にも地域中小企業のブランド・デザイン経営に対する認識を高めるため、関係機関との協力を通じたマーケティング支援、地域単位の公募展、知財権アカデミー、地域デザインコンファレンスなどのイベントを展開している。

ハ．評価及び発展方向

ブランド・デザイン価値向上事業はブランド・デザイン開発と権利化に難航している地域中小企業に商標権とデザイン権を確保させることで、特許とともに強い知財権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。

今後は出願費用支援など単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドを高めるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知財権創出のための融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド・デザイン価値向上事業の支援効果が高まると期待している。

4. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 カン・ミスック

イ．推進背景及び概要

最近新興市場として浮上している中東、南米など非英語圏に進出しようとする中小企業のニーズが高まっている。非英語圏国家に進出する際、進出国家の文化的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトやイメージの構築が容易で、販路開拓などシナジー効果が期待できる。

しかし、中小企業が進出国家の社会的・文化的な特性と現地語の特性(発音、意味など)を考慮して直接ブランドを開発するのは容易ではない。このような問題を解決するため、2008年から進出国家に適したオーダーメイド型ブランドを開発して提供している。また、徹底した現地調査と企業状況分析などを基にブランド開発を行っているため、事業に対する参加度や満足度は高い方である。

2008年パイロット事業を始めに、非英語圏国家(中国圏、南米圏、ロシア圏、アラブ圏など)に進出もしくは進出予定である、売上高30億ウォン以上または輸出額50万ドル以上300万ドル以下の中小企業を対象に、約40百万ウォン程度を支援している。

特に韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん登録もできるようにした。

ロ．推進内容及び成果

2012年度には申請企業97社のうち20社を選定して支援した。支援国家別の分布を見ると、中国12件、アラブ4件、日本1件、ロシア1件、イタリア1件、ドイツ1件であった。同事業は現地での事業がスムーズに行われるように現地における権利化までともに支援しているため、支援企業20社は現地出願完了または現地出願を進行中である。

また、事業を推進する前に中小企業事業説明会を通じて事業に加しようとする事業

参加者(遂行社)の理解を深める一方、中小企業の意見を聞いて課題の範囲を調整することで中小企業の事業満足度を高めた。

同事業はターゲットにしている市場で効果的に対応するため特定言語圏国家に限定したブランドコンサルティング、ブランド戦略の樹立(現地市場及び企業分析)、ブランドネーミング開発(ネーム開発戦略の樹立及びネーミング開発など)及びデザイン開発(デザイン開発戦略の樹立及び基本デザイン開発など)を支援している。

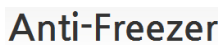
また、現地国家での出願及び事後ブランド教育なども推進して実質的なオーダーメイド型ブランド開発が行われるよう取り組んでいる。

同時に、事業遂行社と支援中小企業間のコミュニケーションが円滑に行われるよう、直接的なコミュニケーションが行われる体系を構築させている。

<表Ⅲ－2－16>非英語圏ブランドの開発状況

N O	企業名	進出品目	進出国	開発前	開発後
1	DOGTRA	動物訓練機	中国		
				[ネーミング]音読みと訓読みを同時に満足 [デザイン]既存ブランドのアイデンティティに合わせたブランド	
2	Beauty Promotions	ネイルアート美容製品	中国		
				[ネーミング]ネイル形態の 6 段階と 2 段階のエッセンスを表現 [デザイン]6+2 の専門性+女性的なモチーフ(花)を表現	

3	DAEWANG	かつお節 関連製品	ドイツ		
				[ネーミング]アジアの味を感じさせるオリエンタルシーズニング [デザイン]魚の形状をカジュアルでモダンな感じでシンボル化	
4	ワールドウェイ	健康食品	アラブ		
				[ネーミング]人々に健康で豊かな生活を提供 [デザイン]「コクーン」を通じた美しさ、若さを表現	
5	Won Technology	レーザー脱毛 治療器	中国		
				[ネーミング]黒い髪の毛が再び堂々と生えてくる [デザイン]髪の毛の形をポイントとして適用することで変化を与える	
6	HANMI SWISS 光学	眼鏡レンズ	アラブ		
				[ネーミング]明るい世界からの招待 [デザイン]トレンドに合わせてワードマークで簡潔な図形配置	
7	POWER WRAP	植物包装用 PVC ラップ	アラブ		

				[ネーミング]鮮度を守るラップ [デザイン]「新鮮」というラップの属性を盛り込んだデザイン	
8	テリム商社	ひじき、カジメチップ、干しわかめ	中国		
				[ネーミング]クリーン済州で伝わる味 [デザイン]英文 BI のコンセプトと意味を中文で表現	
9	Pharmsville	健康機能食品	中国		
				[ネーミング]健康、幸せ、健康の力などポジティブな意味 [デザイン]既存のシンボルの洗練化及びりんごの木の強い連想力	
10	SUDO PREMIUM ENGINEERING	凍結防止バルブ	イタリア		
				[ネーミング]凍結防止機能を直接に表現 [デザイン]水道管に装着される製品の特徴を表現	
11	DAEDO 機械	プラント塗装設備	中国		
				[ネーミング]技術が大きく成長するという二重の意味 [デザイン]差別化された A 級技術が世界に進出	
12	ソニックワールド	音波動揺法運動機器	中国		

				[ネーミング]製品を通じてより煌く自分自身を作る [デザイン]シンプルなワードマークが施された波長形態を表現	
13	グロリア水産	干しアワビ、 干しナマコ	中国	-	
				[ネーミング]総合食品ブランドイメージを表現 [デザイン]韓国の「韓」の字をモチーフにエンブレム機能をつける	
14	海南自然農業営農組合	豆類加工食品	中国	-	
				[ネーミング]「発酵させた豆」の意味、韓国的なイメージを伝える [デザイン]豆発酵製品に新しい風を吹き込む、ウェルビーイングをリード	
15	ACT	脱臭剤	日本	-	
				[ネーミング]空気を綺麗にするミツバチ [デザイン]最高の脱臭剤を意味するミツバチのキャラクター	
16	RUME コリア	ファッション 靴、レインコートなど	ロシア		
				[ネーミング]製品の独特なイメージを伝える [デザイン]独特な図形によって個性のある異国的イメージ	

17	BIS	口腔用品、 医療用品	中国		
				[ネーミング]家族の歯の健康を守る製品 [デザイン]爽快な口腔清潔のイメージを強調	
18	エコマイン	シャンプー、 トニックなど	中国		
				[ネーミング]いつも輝く髪の毛 [デザイン]豊かな髪の毛を仕上げ、環境にやさしい	
19	ソンジン通商	生地染色、 加工	アラブ	-	
				[ネーミング]世界を包むという意味 [デザイン]シンプルで洗練した感じの繊維ブランドイメージを強化	
20	Free and Mezis	女性衣類	中国		
				[ネーミング]幸せな女性の洋服を意味 [デザイン]信頼感とともにゴージャスなキャリアウーマンを表現	

ハ. 評価及び発展方向

現地に適したブランド開発を通じて独自のコンセプトとイメージを構築することで、大企業と差別化された戦略で現地市場に進出するきっかけを作り、それを基に販路開拓及び売上上昇につながるように実質的な支援を行うことが同事業の大きな意義と言える。

また、単なるブランド開発に止まらず、現地における権利化まで支援することで、新規ブランドを企業の資産として成長させるなど、企業のブランド価値を高めることにも寄与している。

今後は支援企業が開発されたブランドを持続的に活用できるように関連教育を含め、事後管理を強化する予定である。

そして、主な成果を中心とする広報を強化することで認知度を高め、地域企業の事業への参加拡大を誘導する計画である。また、より充実した事業に発展させるため関係機関との協力などを通じて事業化連携方案も模索する予定である。

中小企業の新興市場進出による需要増加によって、同事業に対するニーズも増えると予想されるので、持続的に予算を拡大するように努める予定である。進出国の現地消費者やバイヤーなどを対象にブランドに対するアンケート調査を実施した後、調査結果を分析してフィードバックを行うことで、ブランド競争力を確保するために持続的に努力を傾ける計画である。

第3節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知識財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 イ・イルサム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2012年12月末現在、全国に31の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権サポーターズの運営、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させた。そこで、地域知識財産センター運営事業の目標は地域の発明ムードを作り、知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることである。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティ

ングサービスと総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を実現している。

2006年、本格的な自治体マッチング事業を始め、地域知的財産権サポーターズ、地域住民の知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2012年には特許情報提供10,304件、特許事業化相談2,891件、ブランド相談3,203件、デザイン相談2,529件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを23回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に201回の出前知財権教育を実施し、91.1点という高い満足度点数を獲得した。

軍の知財権認識を高めるため2006年陸軍からスタートした軍兵士の知財権教育は2011年には陸軍、空軍、海軍の三軍に拡大して教育を行い、2012年には47の部隊を対象に計174回の教育を実施し、1,111件のアイデアを発掘した。

このように地域知識財産センターは知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで地域知財権の創出・活用を促進し、地域の経済活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進することで、地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

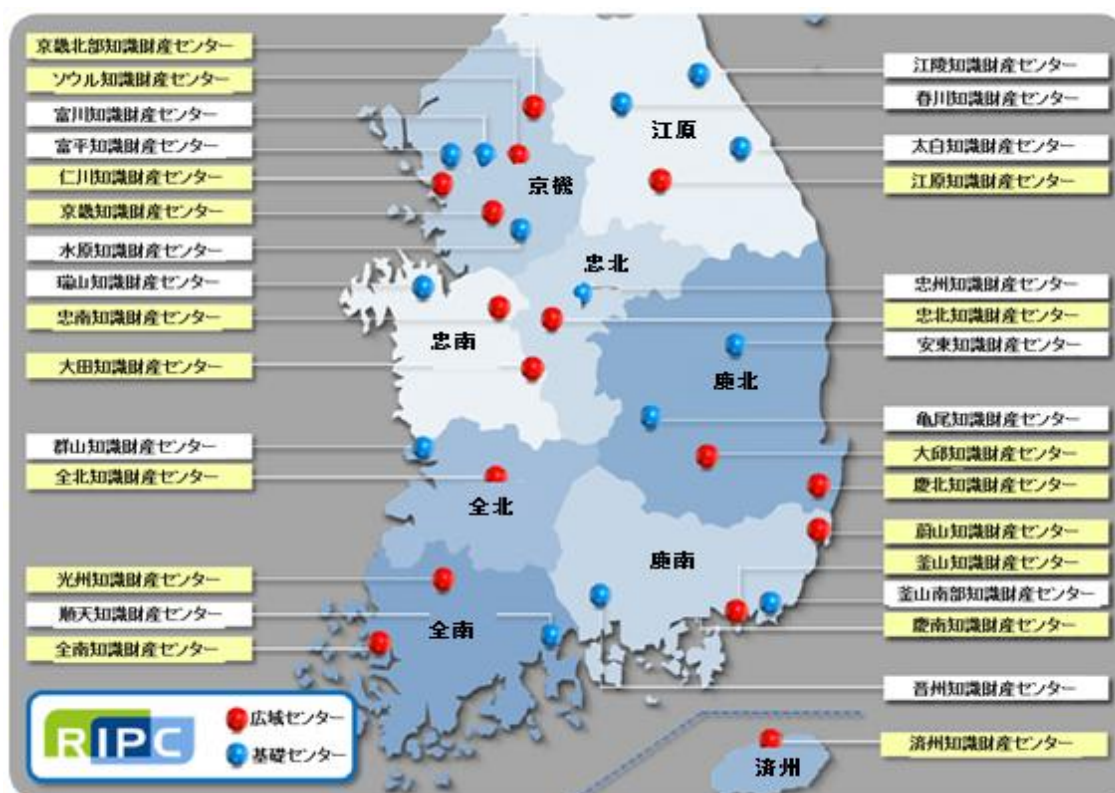
ハ．評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤中小企業の支援拠点として育成する計画であり、そのために自治体、関係機関など地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、地域特化・伝統産業を発展させるため、基礎自治体とのマッチングをさらに拡大し、地域伝統産業の競争力を強化する予定である。そして、企業オーダーメイド型知的財産戦略の樹立を支援するとともに地域知識財産センター専門担当人材の知的財産専門能力を高めるために年間専門教育プログラムを編成し、教育履歴管理を実施するなど体系的な教育を実施する計画である。

特に、2013年センター成果評価では自治体の参加を保障し、責任経営指標を新設・補完するなどセンターの責任経営確保及び効率的な管理監督機能を持続的に強化する予定である。

＜図Ⅲ－2－9＞地域知識財産センターの状況



＜表Ⅲ－2－17＞地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録 (設置)日	住所
1	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9684	2000.2	釜山市南区門岾3洞243

2011年度知的財産白書

2	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2838	2000.2	仁川市南東区論峴洞447
4	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)258-6580	2000.2	江原道春川市後坪洞198-25
8	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)254-4281	2000.2	忠北清州市上党区北門路2街116-84
9	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)556-7131	2000.2	忠南天安市西北区仏堂洞492-3番地
10	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6601	2000.2	慶北亀尾市松亭洞454
11	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-2233	2000.2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	全北知識財産センター	全州商工会議所	063)288-3013	2000.2	全北全州市完山区前洞 2 街140-11
13	順天知識財産センター	順天・光陽商工会議所	061)741-5511	2000.2	全南順川市長泉洞58-2
14	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)757-2164	2000.2	済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
15	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)283-0608	2001.7	慶南昌原市新月洞97-6
16	江原知識財産センター	江原道中小企業支援センター	033)749-3310	2001.7	江原道原州市牛山洞405-29
17	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)753-0411	2001.12	慶南晋州市上大洞341-3
18	富平知識財産センター	仁川広域市富平図書館	032)512-8023	2003.1	仁川市富平区十井洞186-454
19	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9066	2003.3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
20	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3030	2003.10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
21	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)867-4002	2003.10	大田市儒城区長洞23-14
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4411	2003.10	江原道江陵市校2洞349-2
23	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7002	2005.7	忠北忠州市文化洞562番地
24	富川知識財産センター	富川産業振興財団	032)621-2082	2005.7	京畿道富川市遠美区若大洞198
25	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8581	2005.7	全南務安郡三郷邑五龍3
26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3090	2005.11	慶北安東市雲興洞300-6
27	瑞山知識財産センター	忠南西部商工会議所	041)663-3063	2005.11	忠南瑞山市邑内洞114-1
28	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-5555	2005.11	江原道太白市黄池洞264-6

29	ソウル知識財産センター	ソウル産業通商振興院	02)380-3640	2009.3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F
30	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031) 853-7431	2010.2	京畿道議政府新谷洞801-1
31	群山知識財産センター	韓国発明振興会群山支部	063)471-1284	2011.3	全北群山市箕蓋島洞515-1

2. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 パク・ヤンギル

イ. 地域的財産フォーラムの開催

1)推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び地域内知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的展開している。特に、2012年には忠北、全南、大邱など系8つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策決定者及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法など議論する場を設けた。

2)推進内容及び成果

地域知的財産巡回フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市で初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も複数の自治体で知的財産条例が制定され、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2011年に制定された知的財産基本法によって市・道別知的財産施行計画の樹

立が義務付けられたことを受け、2012年フォーラムは自治体長、国会議員、市議会議員、大学総長、地域経済CEOなど地域のリーダーが知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。その場で特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携させた知的財産戦略方向をともに議論して悩む機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。江原道と蔚山市では知的財産専担機関と専担チームを作ると約束してそれを推進している。また、京畿道は削減された知的財産予算を復活させた。

＜表Ⅲ－2－18＞2012年地域知的財産フォーラムの開催日程

知育	開催時期	主要出席者	フォーラムのテーマ	備考
江原	8. 30(木)	江原道知事、原州市長、イ・ガンフ議員など	国家 IP 戦略の推進による中央政府及び自治体の役割	江原 IP フェスティバルイベントと同時開催
忠北	9. 5(水)	忠北副知事、清州商工会議所所長など	IP 強小企業の育成に向けた政策方案	地域知識財産センター長懇談会
蔚山	9. 20(木)	蔚山市長、市議会議員、イ・チェイック議員など	特許技術取引の促進及び活性化	IP スター企業懇談会
全北	10. 18(木)	全北道知事、チョン・ジョンフェ議員、全州市長など	戦略産業と IP 融合を通じた地域発展戦略	戦略産業(炭素素材)群企業製品の展示会
京畿	10. 26(金)	京畿副知事、京畿 TP 院長など	基礎自治体単位の知的財産支援ネットワークの構築	京畿発明コンテストと連携
大邱	10. 30(火)	大邱市長、慶一大総長、大邱商工会議所会長など	IP 活性化を通じた産業発展方案	大学教授など学会関係者の懇談会
全南	11. 22(木)	全南副知事、チュ・ヨンスン議員、木浦大総長など	知的財産基盤地元産業育成戦略	地元産業関係者懇談会
釜山	11. 23(金)	釜山市副市長、市議会副議長、釜慶大総長など	地域 IP 振興のための政府と自治体協力方案	知的財産才能シェアリング成果報告会

＜図Ⅲ－2－10＞マスコミ報道を通じた知的財産に対する認識向上



3) 評価及び発展方向

特許庁の小さな変化と努力に地方自治体が反応した結果、2012年は地域知的財産フォーラムを通じて中央政府と広域自治体が知的財産政策を連携し始めた意義深い一年であったと言える。2013年からは2012年のフォーラム成果を他広域市道のみならず、基礎自治体まで拡散させる同時に、フォーラム形式をトークコンサートなどで多様化し、参加者の範囲を拡大する予定である。このような活動を通じて中央政府と地方自治体が知的財産のビジョンと戦略を立て直して実行を体系化すると同時に、国民個人が知的財産を充分理解して活用できるようにすることで、創造経済に貢献できると期待している。

ロ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産の裾野の拡大

1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2) 推進内容及び成果

2012年の1年間自治体公務員を対象に計47回(2,477人)の「公務員教育」を実施し、一般人・大学生を対象に創業及び認識教育を主とする「一般教育」を計369回(1,419人

が参加)を実施し、初・中・高の学生を対象に知的財産に対する関心と興味を呼び起こす「集中教育」を計359回(平均3.2時間)実施した。また、計201社の中小企業を直接訪問して企業現場に必要なオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を実施したが、特に2006年～2010年まで陸軍だけを対象に実施していた「軍兵士教育」を2011年から全軍に拡大・実施している。このように地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野拡大を図ってきた。

＜表Ⅲ－2－19＞出前知財権教育の状況

区分	計	2011	2012	2013(計画)
教育回数	634	176	201	257
受講者数	13,107	3,780	4,157	5,170

＜表Ⅲ－2－20＞軍兵士向け知財権教育の状況

区分		計	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
計	部隊数	136	1	4	8	13	23	37	50
	教育人数	27,491	600	3,930	1,676	5,546	4,496	4,297	6,946
陸軍部隊数		101	1	4	8	13	23	23	29
空軍部隊数		17	-	-	-	-	-	10	7
海軍部隊数		18	-	-	-	-	-	4	14

3)評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるため、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。

第3章 産・学・研における優秀特許技術の創出・活用の促進

第1節 大学・公共研究機関の優秀特許の創出・活用の促進

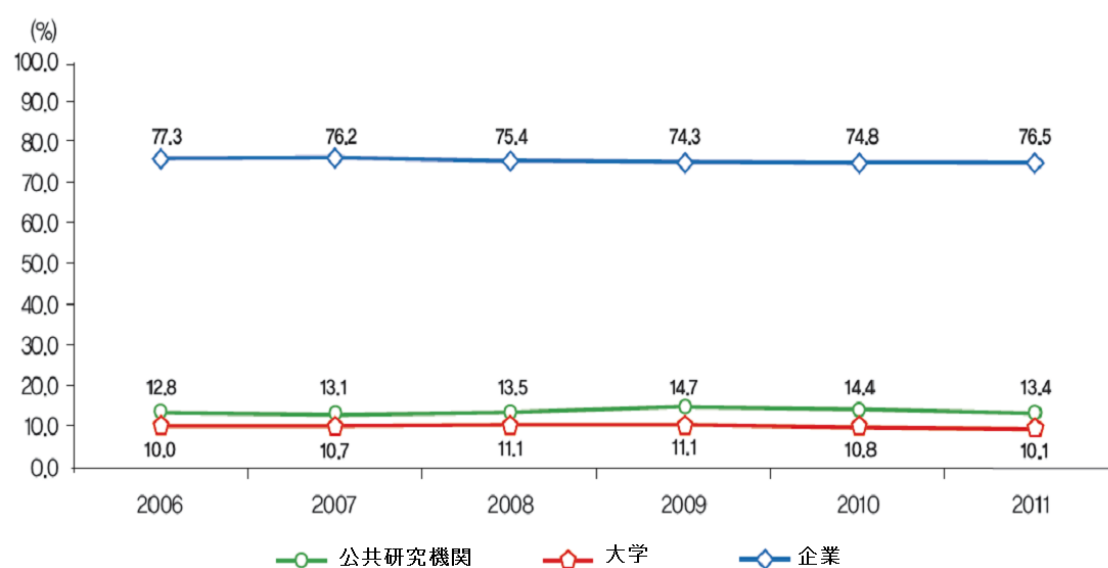
1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

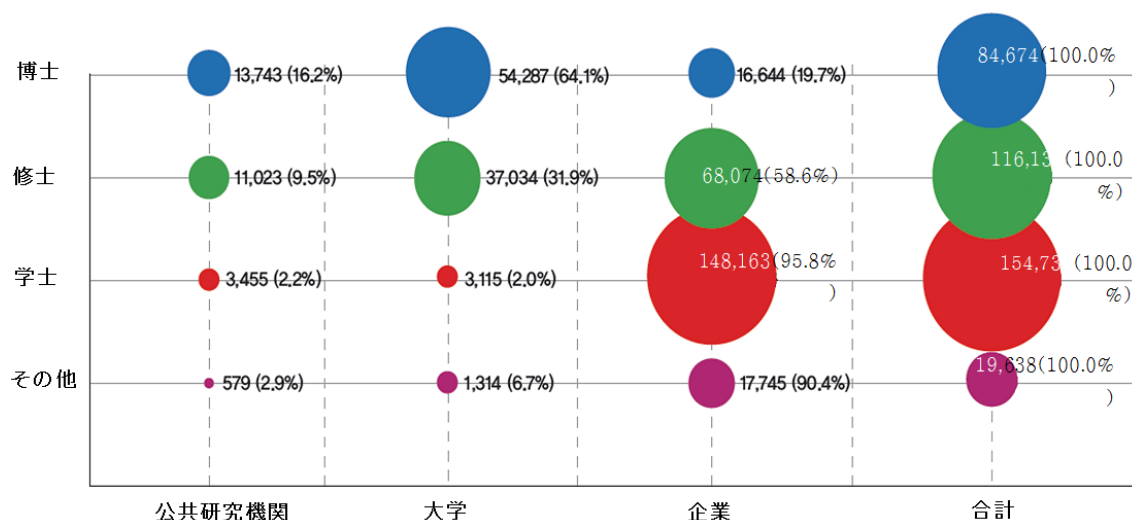
知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2011年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(49.8兆ウォン)に拡大した。

一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の23.5%を占め、博士級研究人材の80.3%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

<図Ⅲ－3－1> 韓国主体別研究開発費の比重(2011)



＜図Ⅲ－3－2＞韓国主体別・学位別の研究員分布(2011)



* 出处：2011年度研究開発活動調査報告書(国科委・KISTEP)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が求められる。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵(権利消滅)されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同で対応して、ノウハウの共有と成果の拡散のために大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

2. 特許管理専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンデ

イ. 推進背景

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は先進国に比べて大きな差はないが、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)は1.32%で米国の4.06%に比べて1/3水準であり、極めて低い水準である。

＜表Ⅲ－3－1＞主要指標の国家間比較

	韓国			米国			カナダ	EU	日本
	大学	研究所	計	大学	研究所	計	大学・研究所	大学・研究所	大学
技術移転・事業化専担及び支援人材(人)*	4.55	7.86	5.54	-	-	11.76	8.90	7.80 ³⁾	19.2
技術移転・事業化専担人材(人)*	3.09	6.15	4.00	6.05	5.17	5.93	5.50	-	6.1
技術開発件数(年間)(A)	11,733	8,262	19,995	18,303 ²⁾	1,839 ²⁾	20,142 ²⁾	1,727	21,310 ³⁾	8,867
技術移転件数(年間)(B)	1,925	3,268	5,193	4,640 ²⁾	580 ²⁾	5,220 ²⁾	537	4,872 ³⁾	1,673
年間技術料収入(百万ドル)(C)	51.9 ¹⁾	101.3 ¹⁾	153.2 ¹⁾	1,764 ²⁾	576 ²⁾	2,340 ²⁾	58.7	93.7 ^{1),3)}	19.8 ¹⁾
年間研究費支出(百万ドル)(D)	5,645 ¹⁾	5,993 ¹⁾	11,638 ¹⁾	52,232 ²⁾	5,366 ²⁾	57,598 ²⁾	6,091	6,635 ^{1),3)}	1,867 ¹⁾
年間技術移転率(%) (B/A)	16.4	39.6	26.0	25.4	31.5	25.9	31.1	22.9	18.9
研究生産性(%) (C/D)	0.92	1.69	1.32	3.38	10.73	4.06	0.96	1.41	1.06

* 出処：2012年技術移転・事業化調査分析資料集(公共研究機関)

国内の大学・公共(研)における技術移転・事業化専担及び支援人材は5.54人で米国の11.76人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産管理インフラの脆弱と推測できる。

そこで、大学及び公共(研)に知的財産分野に専門性を備えた特許管理専門家を派遣して知的財産管理インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ．推進内容及び成果

企業などで知識財産管理経験が豊富な特許専門家を大学・公共(研)に派遣し、関連規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共(研)の状況に適した特許管理体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

＜表Ⅲ－３－２＞特許管理専門家派遣機関の状況(2012年基準)

派遣時期	派遣機関(計20)
2009年	檀国大、韓国技術教育大
2010年	蔚山科学技術大、群山大、忠州大、高麗大、韓国食品研究院
2011年	東亜大、公州大、木浦大、東国大、国立癌センター、生命工学研究院、カトリック大
2012年	培材大、釜慶大、ソウル市立大、産業技術大、海洋科学技術院、安東大

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、大学・公共(研)の技術移転及び事業化に多くの成果を出している。

ハ．評価及び発展方向

2012年特許管理専門家の派遣を通じて相談及び諮問2,058件、セミナー及び説明会215件を実施し、技術移転301件、技術移転収入料12,166百万ウォンの成果を達成した。2006年から実施中である特許管理専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず、知的財産管理能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。

世界的に特許競争が過熱し、その様子も複雑になるとともに、大学・公共(研)の知的財産能力が高くなるにつれ、特許管理専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大・高度化している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、特許管理専門家の役割変化に応えるようにその名称を「特許経営専門家」に変更し、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

3. 有望技術の発掘及び特許事業化の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景

2012年国内に存続している738,531件の特許権のうち大学・公共(研)は約9%である67,172件を保有している。この活用率は27.1%(2012、知的財産活動実態調査報告書)程度で、70%以上が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共(研)の科学者は研究実績40.0%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明届出件対比特許出願比率は韓国が95.9%(知的財産活動実態調査報告書、

2012)で米国59.6%(US annual licensing activity survey、2010)、EU 37.8%(ASTP Survey、2010)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共(研)研究者の発明に対して特許出願前に審議・評価を実施し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進するように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進している。

ロ．推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(技術専門家、市場専門家、IP専門家)が参加する審議・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘と不良発明の選別を支援した。また、「有望技術発掘及び特許事業化支援」を通じて大学・公共(研)が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は18の大学・公共(研)を支援し、計2,027件の発明届出件に対して等級審議と海外出願審議を実施した。その中で278件(13.7%)の発明に対して未承継決定を下し、647件(31.9%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中で50件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

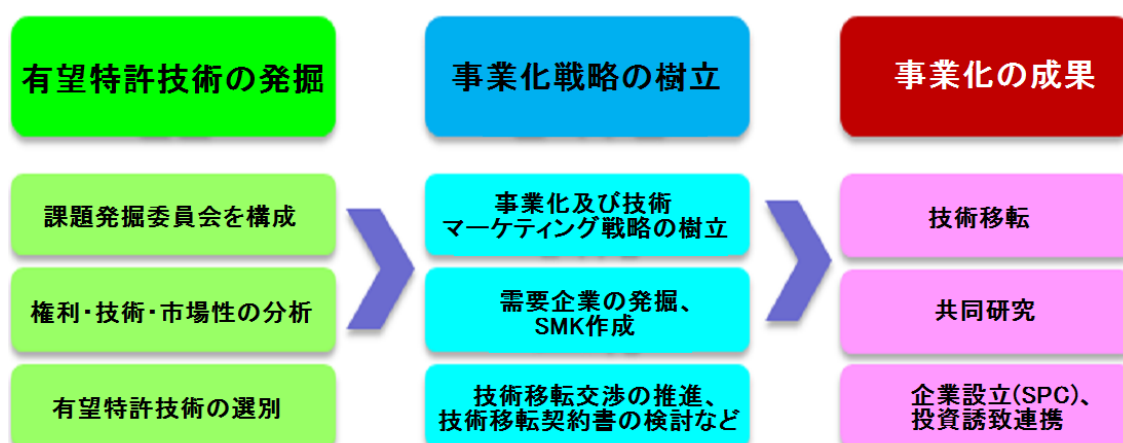
＜表Ⅲ－3－3＞発明インタビューの支援内容

区分	発明等級審議						未承継 及び保留
	全体	S 級	A 級	B 級	C 級	D 級	
18 機関	2,027 件	92 件	555 件	921 件	331 件	128 件	278 件
	100%	4.5%	27.4%	45.4%	16.3%	6.3%	13.7%

＊(2012年発明インタビュー制支援機関)東亜大、朝鮮大、建国大、檀国大、崇実大、電子部品研究院、全北大、韓国生命工学研究院、中央大、浦項工大、カトリック大、亜州大、慶尚大、釜山大、公州大、蔚山科学技術大、ソウル市立大、全南大

「有望技術の発掘及び特許事業化支援事業」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている26の大学・公共(研)が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から、技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術183課題を発掘した。その中で115件の課題を戦略支援課代として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及びSMK作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許の産業界への移転を支援した。

＜図Ⅲ－3－3＞有望特許発掘及び事業化の段階別プロセス



＊SMK(Sales Material Kit)：事業化による主要SWOT分析、技術移転条件などを作成

＊SPC(Special Purpose Company)：特殊目的会社、大学・公共(研)の技術出資と企業の現金出資を通じて特定技術の事業化を目的として設立

＜表Ⅲ－3－4＞有望特許の発掘及び特許事業化の主な支援内容

区分	段階	戦略	支援内容	支援規模
発明等級評価	発明インタビュー制	発明評価を通じて優秀発明の選別	届が出された発明に対して権利・技術・市場性専門家の評価及び発明者コンサルティングを通じて優秀特許を確保	18機関

未活用 特許 技術の 事業化	海外権利の 確保支援	PCT 出願	海外競争力が有望な技術に対して PCT 出願費用の一部を支援	50 課題
	有望技術の 発掘	有望技術の発掘	未来有望技術分野(IT、BT、NTなど)別機関 保有特許を対象に有望技術を選別・導出 発掘された有望技術(前年度支援課題を含 む)の中から事業化できる特許技術に対して	26 機関
	特許事業化 支援	技術移転及び特 許事業化の支援	事業化推進戦略の樹立及び戦略遂行 * 事業化支援課題の中で必要な場合、IP戦 略または技術価値評価を追加的に支援	56 課題

＜表Ⅲ－３－５＞2010～2012年技術事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

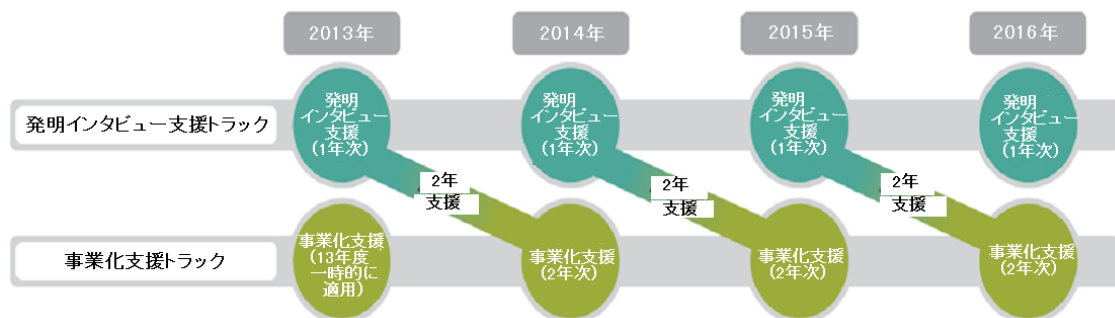
区分	戦略 課題数	技術事業化の成果								生産性 (%)	
		企業 設立	技術移転					共同 研究開発			計
			件数	技術料			件数	金額			
前払い	経常	小計									
2010年	79	3	20	1,213	2,244	3,457	6	-	29	172.9	
2011年	89	1	31	2,164	1,693	3,857	1	100	33	133.9	
2012年	115	-	28	3,024	1,000	4,024	3	248	31	137.1	

ハ．評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の全周期統合支援を試験的に推進した。

今後は大学・公共(研)の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1次年度には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2次年度には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大化する計画である。

＜図Ⅲ－3－4＞今後の事業運営計画



また、他関係機関との協力を推進し、韓国ロボット産業振興院の試作品製作の支援、KOTRAの海外市場マーケティング支援などと後続連携支援が行われるようにすると同時に、投資資本の誘致など需要企業が公共技術を導入する際に追加的に必要とする要因を発掘して支援する計画である。

4. 知的財産生態系の事業化・活性化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ハ・ソンテ

イ. 推進背景

大学・公共(研)は主に基礎・応用研究を中心に活動しているため、大学・公共(研)の研究成果が市場に拡散するためには後続段階である開発研究、事業化などの過程が必要であり、そのためには企業と知的財産サービス業、投資機関などとの連携が必要である。

＜図Ⅲ－3－5＞大学・公共(研)特許技術の事業化過程



すなわち、大学・公共(研)の技術革新成果が産業界に移転・事業化されて経済的な成果につながるためには、知的財産創出-活用の好循環的な生態系作りが重要であり、知的財産生態系は大きく技術供給者(大学・公共研究機関)、技術需要者(企業)、知的財産サービス業者(特許事務所、技術取引機関など)、投資資本などで構成されると言える。

特許庁は学界(大学・公共研究機関)と産業界(企業、知的財産サービス業者)、金融界(投資機関)が協力ネットワークを有機的に構築し、技術供給と技術需要、投資資本などが効率的に連携できるよう知的財産生態系の基盤作りを支援している。

ロ．推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応して大学・公共(研)がR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共(研)の特許管理責任者で構成された「R&D IP協議会¹⁹」を教科部と共同で構成・運営している。

¹⁹ 2009年11月設立、2012年12月基準で大学61、公共(研)29、特別会員機関(インテレクチュアル・ディスカバリー)1で計91の機関が会員として参加している。

<図Ⅲ－3－6> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知的財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に対する対政府政策建議、大学・公共(研)の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年に特許庁は教科部と共同で産業界における活用利便性を考慮して、複数の大学・公共(研)などが個別的に保有している類似分野の特許技術を特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関の保有技術共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共(研)のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2011年には3つの課題(15の機関)を選定・支援し、2つの課題に対して技術移転・MOUなどの成果を挙げた。2012年には31の大学・公共(研)に10件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計6つの課題で12件(前払い料金37.7億ウォン規模)の技術移転契約の成果を挙げた。

<表Ⅲ－3－6> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

段階	戦略	所要	支援内容	備考
----	----	----	------	----

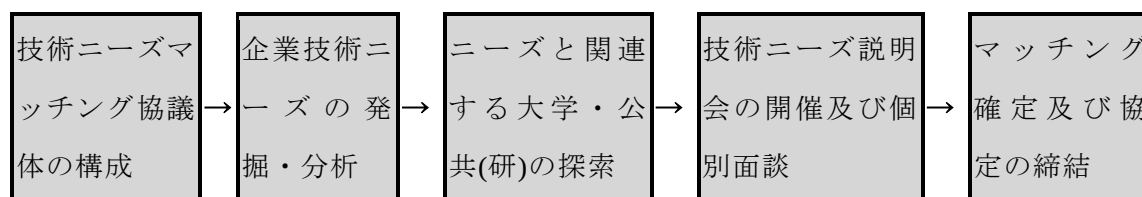
		期間		
コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題 2段階
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	

同時に、大学・公共(研)の特許技術移転を受けたが、投資資金の確保に失敗し、事業化に難航している企業を支援するため、マザーファンド特許勘定運用会社で構成された「知的財産投資管理協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年投資説明会参加企業11社のうち3社が33億ウォン規模の投資資金を誘致し、2012年には13社のうち2社が14億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共(研)の特許技術を移転・事業化するために技術ニーズマッチング協議会²⁰を構成(2012年9月)した。技術ニーズマッチング協議会を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共(研)の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進した。その結果、12社の技術ニーズ18件に対して20の大学・公共(研)の特許技術23件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

²⁰ [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院[投資機関]インテレクトチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

＜図Ⅲ－3－7＞技術ニーズ説明会の推進過程



ハ．評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共(研)が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共(研)、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術ニーズマッチング協議体の運営を活性化することで企業の技術ニーズを導出し、需要に適した大学・公共(研)の特許技術を連携する支援事業を拡大する予定である。同時に、大学・公共(研)の特許技術を基に事業化する企業が安定的に成長できるように投資資本の誘致支援も強化する計画である。

一方、2012年には大学・公共(研)の知的財産ノウハウ共有と成果拡散に向けた「IP成果拡散フォーラム2012」を投資説明会、技術移転説明会などと統合して開催した。同イベントは大学・公共(研)から知的財産の移転を受けた企業の成長に向けた産業界オーダーメイド型の技術発掘、投資資本が誘致できる機会、国内知的財産事業化主体の開放型革新のためのコミュニケーションの場を設けたことで高く評価された。

このような持続的な活動を通じて知的財産生態系活性化に向けて産・学・金の協力モデルを拡散させる予定である。

5. 創意資本の造成

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 イ・ジヒョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的価値の増大によって世界的に知的財産を基盤とする多様な事業が登場している。その中でも商品やサービスの生産・提供なく知的財産の売買、ライセンスリングを通じて受益を作り出す特許管理会社(NPEs、Non Practicing Entities)の活動が増加している。最近ではアイデアを購入した後、追加開発などを通じてより価値のある大規模な特許ポートフォリオを構築する新しいタイプの特許管理会社も登場した。

このように知的財産投資市場が米国など先進国を中心に急成長しているにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材や経験がまだ不十分な状態である。また、国内の知的財産投資資本及び市場が成熟していないため、国内で創出された創意的なアイデアや特許が活用されず、海外に流出してしまいう可能性も指摘されている。

したがってアイデア・特許など知的財産の価値を高め、活用を促進するため、特許管理会社に投じられる創意資本を造成・運営し、知的財産に対する国内資本の投資を誘導することで国内知的財産市場を活性化させる必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会(2009年7月)では創意資本造成計画などを盛り込んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本を造成するために多様な意見を集めた。大学・公共(研)のアイデア確保及び事業化に向けた専門家フォーラムを開催(2009年6月～8月)し、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマークした。これを基にして投資企業、

運用会社、金融機関、法律専門家などで構成された実務協議(2009年6月～12月)を経て、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本の造成が必要であるにもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間からは自発的に創意資本が造成され難い状況であるため、初期段階では政府がシード・マネー(Seed Money)を支援し、民間の参加で専門性を確保する、官民共同型での創意資本作りが推進された。

具体的には特許庁が出資したマザーファンド資金と企業及び金融機関など民間出資を通じて、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。また、2011年1月に追加で150億ウォンの資本が造成され、計445億ウォンの創意資本を造成した。同資金はアイデアや特許の購入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社に投資され、国内で作られる創意的なアイデアと特許の活用促進や海外への技術流出の防止に貢献している。

＜表Ⅲ－3－7＞マザーファンド組合と子ファンド組合の結成及び創意資本の投資状況

(単位：億ウォン)

事業	ファンド運用会社	マザーファンド 組合出資額	結成額 の合計	創意資本投資
2009年1次	スカイレイクインキュベスト及びイエンネットワークス	250	1,100	50
2009年2次	産銀キャピタル	90	245	245
2011年3次	産銀キャピタル	100	300	150
計		440	1,645	445

ハ．評価及び発展方向

創意資本の造成によって国内資本を基に大学・公共(研)などの研究成果が価値のあ

る特許として創出・活用され、効果的に流通できる環境づくりの土台を構築した。さらに創意資本の成功的な運営を通じて韓国でも知的財産基盤のビジネスが活性化できる可能性を示した。今後は民間中心の投資が活発に行われるように基盤を構築する必要がある。

今後も知的財産市場を活性化するため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産のライフサイクル全体を支援する生態系の構築を積極的に支援する計画である。

第2節 優秀な知的財産権の活用に向けたインフラの拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソ・ジョンスック

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破するなど国内及び国際出願の実績が各々4位と5位を記録し、知的財産創出においてはIP5の存在感に似合う成長を成し遂げてきた。また、標準特許の保有順位も世界6位で知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知的財産基本法を制定し、国家知識財産委員会を大統領直属に設置し、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済社会へ突入している。

問題はこのような成果が一部の大企業に偏っていることである。最近特許権や知的財産権だけで収益を上げる特許管理専門会社、いわゆるパテント・トロール(Patent Troll)の数が2009年200社余りから2012年には660社余りに達するくらいまで急増し、サムスン、LGなど大企業を相手に提起された特許訴訟が領域をさらに拡大し、最近は中小・中堅企業を問わず訴訟を起こしているため、それに対する国家レベルでの先制的な対応策が急がれる。

このような状況の中で新しい政府は第1の国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を保護し、活用を通じて付加価値を創出する知的財産の好循環システム構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種の政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出を誘引してきた側面があった。これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を創出するのか？」という側面で政府支援

政策の変化が必要な時点である。雇用創出及び創造経済の実現のためには創出された知的財産を企業成長のエンジンとして使わなければならない。

2012年「知的財産活動実態調査」によれば、中小企業の事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金の不足であることが分かった。2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。既存の保証、投資用評価支援とともに、2013年担保のための評価費用支援が本格的に施行される予定である。今後は企業が自ら事業化能力を高めることができる戦略樹立支援、創出された優秀知的財産が死蔵されず事業化につながるように技術取引市場の活性化、国有特許活用方案の構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を通じて創造経済の中心的な役割を果たす知的財産中心の中小企業を育成する時期である。

2. 需要者中心の特許技術取引システムの運営

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソ・ジョンスック

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それにより、国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で、競争力を確保するために外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)が拡大しつつある。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

ロ．推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月からオンライン上に構築した特許取引市場であるインターネット特許技術広場(IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr>)は、このような情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じて事業化に成功させるため、技術需要者と供給者間の情報交換を支援している。

2011年からは常時競売システムを構築・支援し、オンライン上で特許技術の需要－供給者間の取引を可能にした。現在、2.8万件余りの移転希望技術DBを含め、計19万件余りの技術情報DBを構築している。

インターネット特許技術広場に情報が登録されると、該当技術の需要者に自動的に情報が提供されるPush-Mailシステムを構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。

<図Ⅲ-3-8>インターネット特許技術広場のホームページ



オンラインの他にオフライン上でも特許技術取引相談及び仲介を支援するため、ソウル江南区駅三洞にある韓国知識財産センター(KIPS)2階に特許取引情報センターを運営している。特許取引情報センターでは特許技術取引の専門相談官が常住しており、特許技術取引に関する一連の手続きを支援している。

また、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合情報、技術取引の斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産専門図書館の知的財産最新情報を一ヶ所で手に入れることができる。

そして、技術購買者に供給技術に対する客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を

提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

これまでオン・オフライン特許技術取引広場を通じて移転された技術は10年間計2,732件に達している。

＜表Ⅲ－3－8＞権利別の技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	計
特許	54	48	72	86	127	259	281	388	441	561	785	3,102
実用新案	9	28	26	24	39	39	55	34	36	32	44	366
デザイン		9	-	-	2	1	7	2	14	27	21	83
商標	1	6	-	-	-	-	-		8	13	13	41
ノウハウ										3	-	3
計	64	91	98	110	168	299	343	424	499	636	863	3,595

＜表Ⅲ－3－9＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計
権利譲渡	2	18	19	3	32	26	43	62	89	82	101	477
実施許諾	62	73	79	107	136	273	300	362	410	554	773	3,129
計	64	91	98	110	168	299	343	424	499	636	874	3,606

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発から事業化、流通過程、販売過程など事業化に関する全過程に対する推進内容を発表し、現場で金賞(知識経済部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など計7件の優秀事例に対して授賞及び賞金を授与している。

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮によって不必要な技術を売却する、または新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内特許技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者中心の特許技術取引を促進するため、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す需要技術調査を実施し、特許技術移転相談会を行っている。

また、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めるため、技術需要者の中で中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方案など特許技術導入から事業化までの全過程に対して関連専門家に相談できるよう需要企業オーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が供給技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入を判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価できる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

ハ．評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営を通じた特許技術取引支援の実績は持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に、特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、それを支援する参考資料を提供するための基盤は極めて不足しているのが現状である。今後特許技術取引を促進するため、特許技術取引市場を運営するとともに、技術取引基盤を構築して特許技術取引を支援し、認識を高めるために努力する予定である。

特許技術取引市場の運営は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を2大軸として展開していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。そして、他の技術取引機関及び事業との連携もさらに強化することで良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。また、需要者が求める技術を具体化できる需要者インタビュー及びコンサルティングを持続的に強化し、供給者中心の技術取引のみならず、需要者中心の特許技術取引の効用性をさらに強化する計画である。

さらに、特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにすると同時に、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、2010年に技術取引用の付加サービスを追加的に開発・完了してシステムに搭載し、取引される特許の価値に対する信頼度を高めるように特許技術取引DBを構築していく計画である。今後は米国に対してもオンライン上で自動的に特許を評価し、類似特許などが分析できる評価/分析システムを構築する予定である。

3. 中小企業のIP活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 チョン・ヒョンテ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は優れた知的財産を保有しているものの専門人材や資金の不足などで事業化に難航している中小企業を対象に、知的財産専門家及び経営戦略専門家、デザイン専門家などを活用してIP観点から活用戦略を樹立するとともに、知的財産が事業化につながり、活用できるように支援している。細部的にはIP事業化戦略、IP製品化戦略、IP金融資産化戦略などで事業効果を最大化するため、企業のニーズに応じたオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

中小企業IP活用戦略支援は最大7,000万ウォン以内(企業負担金10～20%)で支援し、最大5ヶ月以内のIP製品化戦略及びIP事業化戦略の樹立のための専門コンサルティングを提供している。支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(公開競争入札)→企業負担金の納付→契約締結→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れである。

最近3年間の中小企業IP活用戦略の支援(旧民間IP専門家派遣支援)の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ－3－10> 中小企業IP活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012
予算	1,735	1,735	1,626	2,016
支援件数	23	24	24	33

細部的に見ると、IP事業化戦略は企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。これは中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、競合社から自社の事業領域を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の経営戦略に特許戦略を統合させて運営しようとする企業などに有用な事業である。

IP製品化戦略コンサルティングは優秀IPを保有した中小企業を対象に、保有IPの活用を通じて企業の収益を最大にするため、デザイン経営及びマーケティング戦略の樹立を支援するプログラムである。保有している優秀なIPの製品化及び事業化を計画中である中小企業を対象に、細部的には国内外のIP動向及び先行技術調査を通じて製品設計の方向を提示し、IP補強及び強化を通じて強力なIPポートフォリオを構築する。また、デザインスケッチ、2D、3D、レンダリング及びデザイン・モックアップを製作し、マーケティング戦略報告書の作成を支援する。

IP金融資産化戦略は企業が保有している知的財産に対する経済的な価値を高めるよう、企業が保有している知的財産権に対する資産実査、IP競争力の分析、IP資産価値の分析などを通じてIP資産価値を高めるための方案の提示及び今後価値のあるIPを創出・管理するための戦略を提示する事業であり、最終的にはIPが金融担保として認められるように支援している。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などで、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

＜表Ⅲ－3－11＞ 中小企業IP活用戦略支援事業の活用率

(単位：％)

区分	2010	2011	2012	平均
活用率	78.57	81.67	82.0	80.75

＊調査対象：2010年度、2011年度は前年度に支援を受けた企業、2012年度は直近3年間(2009～2011年)支援を受けた企業

ハ．評価及び発展方向

中小企業のIP活用戦略支援事業は、多数の特許群を保有しているもののIP経営能力及び戦略樹立能力が不足している技術力中心のベンチャー・中小企業が、コンサルティング支援を通じて事業化準備段階から特許技術で収益を最大化できるように事業方向を設定し、持続可能なIP経営体系を構築する上で有用な事業として評価されている。コンサルティング支援を受けた企業を対象に満足度調査を行った結果、とても高い満足度(2012年、92.10％)を記録した。

2012年からは支援を受けた企業の満足度を最大にするとともに優れた成果を出すため、本格的に課題を推進する前に各プロジェクトの企画を担当し、推進状況の監督や方向提示の役割を担当するPD(Project Director)及び該当プロジェクトのメイン遂行機関であるPM(Project Manager)の監督を強化するためにIP経営委員会を運営するなど、顧客を配慮した事業運営を展開している。

今後は市場需要及び顧客ニーズの分析などを考慮してIP活用分野を発掘し、単なる戦略樹立ではなく、IPが収益創出及び企業成長の手段として活用されるように金融及び事業間連携を強化する計画である。

4. 特許技術評価の支援事業

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 チョン・ヒョンテ

イ．推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2012年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が56.5%であることから確認することができる。

産業財産権の活用率を高めるためには、その経済的価値を客観的に評価し、企業経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の優れている技術アイテムを発掘して特許化するという効率的な特許戦略の実行がより求められていると言える。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であると言える。

特許庁は評価基盤作りのため、発明の評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、優秀な特許を保有しているにもかかわらず高価な評価費用の負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接する機会を提供している。

ロ．推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されている。技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として個人、中小企業基本法第2条に基づく中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用支援の対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、申請技術がグリーン認証技術もしくは低炭素グリーン成長重点育成課題技術である場合、申請企業が職務発明補償制度を実施する企業もしくは申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業、特許庁が主催する支援事業の支援を受けた技術または企業の発明である場合、加点を付与して優遇支援している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－12＞最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2008	2009	2010	2011	2012
予算	3,334	1,975	1,263	1,320	1,670
支援件数	108	82	53	59	68

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できるため、関連評価報告書は特許技術の譲渡、ライセンシング(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、技術の寄贈・処分・償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピンオフ(Spin-off)その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権の侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が事業化過程で直面する最も大きな難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を保証及び投資連携特許技術評価を通じて解決できるよう、技術保証基金及び投資家と連携して企業が事業化資金を確保できるように支援している。保証連携評価は特許技術評価を通じて最大10億ウォン限度で技術保証基金が保証して銀行が貸出する事業であり、投資連携評価はベンチャーキャピタルが投資を検討しているベンチャー・中小企業が保有する特許技術に対する評価を支援することで投資を決定する上で特許技術が正しい評価を受けるように支援する事業である。特許庁は特許技術を通じた技術金融が活性化できるよう取り組んでいる。その結果、1,326社の企業を対象に最近5年間計232,752百万ウォンを連携し、予算投入対比約40倍の連携効果を出した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－3－13＞最近5年間金融連携評価の連携支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	合計
予算	2,126	625	679	899	1,580	5,909
支援件数	487	136	165	219	319	1,326
連携金額	77,046	29,573	37,774	37,900	50,459	232,752

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した発明の評価機関は計10の機関であり、評価機関として指定した後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年から3年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進した。

＜表Ⅲ－3－14＞発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団

ハ．評価及び発展方向

特許技術評価事業は個人及び中小企業に一般・金融の評価支援を通じて事業化に向けた資金調達、特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための基礎資料として活用している。特に、優秀特許技術を基に事業化につながるよう経営資金を調達する制度として評価されている。

今後は企業に実質的な資金調達の手段として活用される金融連携評価を、保証及び投資のみならず担保貸出など様々な連携手段を設けて拡大・施行する予定である。そのために金融機関及びベンチャーキャピタルなど企業への資金調達が可能な機関との持続的な情報交流及び協力モデルの発掘、信頼度の高い評価技法の開発及び事後管理体系を改善していく計画である。

5. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ．推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」

を制定(1972.12.14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専任組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務と関連して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、発明の実施で1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ．推進内容及び成果

1)国有特許権の登録状況

2012年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計3,050件が登録され、前年比約17.4%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が2,491件(81.7%)最も多く、実用新案権が240件(7.8%)、デザイン権が237件(7.8%)、海外登録国有特許が82件(2.7%)を占めている

2012年に新規登録された国有特許は509件で、2011年361件に比べて約41%増加し、特許権は前年比37%増加した。

＜表Ⅲ－3－15＞年度別国有特許権の保有状況

(単位：件、%)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
2005	141	24	4	3	172	64(特 40、実 24)	1、052	274	103	28	1、457
2006	154	35	7	9	205	42(特 28、実 14)	1、178	295	110	37	1、620
2007	196	9	6	1	212	43(特 23、実 12、デ 8)	1、351	292	108	38	1、789
2008	222	14	15	2	253	87(特 69、実 15、デ 3)	1、504	291	120	40	1、955
2009	149	11	34	9	203	34(特 25、実 8、デ 1)	1、628	294	153	49	2、214
2010	188	13	16	11	228	72(特 32、実 40)	1、784	267	169	60	2、280
2011	316	10	28	7	361	42(特 19、実 22、デ 1)	2、081	255	196	67	2、599
2012	432	21	41	15	509	58(特 22、実 36)	2、491	240	237	82	3、050

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2010年379件、2011年477件で毎年持続的に増加している。2012年度には計678件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計13.8億ウォンの実施料収入を記録した。

また、2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、2012年基準で193件の契約が締結され、前年処分件数対比87%の増加率を記録した。

＜表Ⅲ－3－16＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度 \ 区分	実施許諾(件)			実施料収入
	登録	出願中	計	
2005	98	63	161	486,212
2006	149	59	208	671,185
2007	192	63	255	513,913
2008	161	110	271	720,109
2009	204	120	324	627,494
2010	239	140	379	742,895
2011	243	234	477	1,281,561
2012	388	290	678	1,383,090

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来 of 処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金額の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2012年は処分補償金として300件に対して3億5千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として215件に対して1億2百万ウォン余りを支給するなど、これまで計4,898件に対して43億2千万ウォン余りを公務員職務発明補償金として支給した。

＜表Ⅲ－3－17＞ 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2005	148(特 125、実 21、デ 2)	58,725	111	129,489	-	-

2006	193(特 168、実 16、デ 9)	74,760	232	335,879	10	22,000
2007	103(特 94、実 7、デ 2)	44,235	212	212,498	14	31,000
2008	264(特 230、実 17、デ 17)	113,237	213	240,672	14	22,000
2009	131(特 118、実 11、デ 2)	58,427	187	293,573	20	24,000
2010	166(特 145、実 7、デ 14)	68,730	268	315,257	16	20,000
2011	267(特 226、実 20、デ 21)	119,559	236	292,389	21	21,000
2012	215(特 200、実 1、デ 14)	102,388	300	346,558	32	53,000

ハ．評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2012年まで計2,714件の国有特許権に対する選別評価を実施してインターネット技術広場及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2011年には国有特許権の活用率を高めるため、国有特許権に対する処分・管理業務の一部を農業分野専門技術取引機関である「農業技術実用化財団」に委託する契約を締結した。それによる委託業務の処理プロセス及び細部事項を規定した「国有特許権の処分・管理業務の委託に関する運営要領」を制定・告示した。

2012年には国有特許権を効率的に管理して活用率を高めるために政府機関及び自治体公務員など実務担当者を対象に特別教育を実施し、国有特許技術の移転を促進するために民間を対象に農業技術実用化財団とともに技術移転投資説明会も9回開催した。

今後委託された国有特許権の技術移転実績など効果分析を通じて山林分野など他の分野の国有特許権に対する委託判断を検討する予定である。

6. 職務発明補償制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 チョン・レヨン

イ. 推進背景及び概要

最近国内外における企業間の特許紛争が増加している。紛争が増えるということは特許など知的財産権が企業の生き残りのための攻撃と防御の手段である同時に付加価値創出の源であることを裏付ける証拠である。そこで、世界の一流企業は優秀な知的財産を開発・蓄積することに力を集中しており、米国・日本などで政府レベルでの知的財産戦略が推進されている。

知識基盤の創造経済における企業及び国家競争力の必須要素は核心・源泉技術の確保である。熾烈な競争から生き残るために企業は権利化が容易な質の良い発明を創り出さなければならず、創出した技術を市場ニーズに応じて事業化する必要がある。

今日産業の専門化や技術の急速な進化によって産業構造が複雑・多様になったことで、核心技術の大半は専門人材と研究費を備えた企業、研究所及び大学で開発されている。国内特許出願の中で法人の出願が毎年約80%に占めているが、これは産業財産権への転換可能性がある優秀な発明の大半が職務発明であることを示している。

＜表Ⅲ－3－18＞最近韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

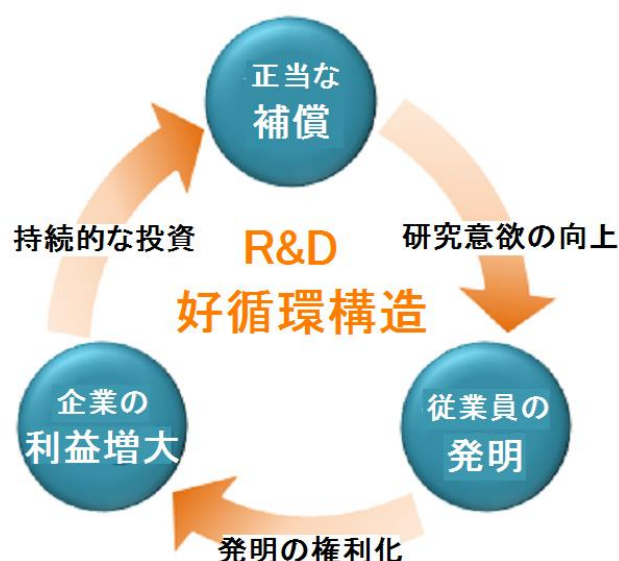
区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011
個人出願(A)	27,062	32,189	33,443	35,588	33,267	35,424
法人出願(B)	139,127	140,280	137,189	127,935	136,834	143,500
計(C)	166,189	172,469	170,632	163,523	170,101	178,924

法人出願比重(B/C)	83.7%	81.3%	80.4%	78.2%	80.4%	80.20%
-------------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

* 出 処：2011年度知的財産統計年報

職務発明制度は創造力で発明を完成した従業員と発明を創出する基盤である研究開発(R&D)費用と施設などを提供した使用者の利益を合理的に調整するため、企業が職務発明に対する権利を所有する代わりに従業員には正当な補償を提供する制度である。職務発明制度を通じて企業は職務発明を権利化・事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員は職務発明に対する補償を受け取ることで研究意欲が高まるとともに創造的な発明に邁進できるため、従業員と使用者がともにウィンーウィン(Win-Win)できる制度である。

<図Ⅲ－3－9>職務発明補償制度のメカニズム



そこで特許庁は職務発明に対する正当な補償を通じて技術開発の意欲を高め、安定的なR&D投資を誘導することで、企業と国家の技術競争力を強化するため、職務発明補償制度に対する多様な教育と広報活動を展開している。また、国内企業などの自発的な職務発明補償制度の導入を促すため、職務発明補償を充実に実施する優秀企業に対する支援施策を樹立して施行している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度に対する使用者と従業員の理解を深め、各企業が処した現状に適した職務発明補償規定作りを支援するため、職務発明補償制度に対する説明会と多様な広報活動を展開した。

職務発明補償制度専門家が企業を訪問してその企業に適した職務発明補償制度の導入を支援する「出前職務発明説明会」と「職務発明トータルコンサルティング」を実施²¹し、IP管理能力が足りない中小・ベンチャー企業が自社に適した職務発明補償制度規定を設けて施行できるように支援した。また、地域知識センターと連携して釜山・光州・麗水及びソウルなど4つの広域圏に対して巡回セミナーを開催し、職務発明補償制度の現状と最近の 이슈及び優秀事例を提示した。

<図Ⅲ－3－10>職務発明巡回セミナー



²¹ 説明会など開催件数：(2009)60回→(2010)61回→(2011)67回→(2012)68回(2012年からコンサルティングサービスを提供)

下半期には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、(株)NEOWIZGAMESなど10社を優秀企業として選定・授賞し、「職務発明国際シンポジウム」を開催して職務発明補償制度に対する国内外の優秀情報共有及び制度改善の方向を模索する機会を設けた。

＜図Ⅲ－3－11＞職務発明国際シンポジウム及び優秀企業授賞



＜表Ⅲ－3－19＞職務発明制度運営優秀企業

番号	企業区分	企業名	業種	褒賞(賞金)
1	最優秀賞	(株)NEOWIZGAMES	ゲームソフトウェア	特許庁長賞
2	優秀賞	株式会社FEELUX	照明装置	特許庁長賞
3	優秀賞	プラス技術株式会社	ソフトウェア開発	
4	優秀賞	(株)COREOPTIX	LCDプリズムシート	
5	奨励賞	(株)DOOSAN ECOBIZNET	微生物製剤	韓国発明 振興会長賞
6	奨励賞	株式会社SEJONG PHARMAT ECH	製薬機械・装備	
7	奨励賞	(株)COAVIS	燃料ポンプモジュール	

8	奨励賞	(株)ABM GREENTECH	太陽光照明
9	奨励賞	(株)MAMIROBOT	ロボット掃除機
10	奨励賞	(株)REALHUB	ソフトウェア開発

職務発明補償制度に対する認識を高めるとともに効果的な活用戦略を提示するため、ドイツなど外国制度と国内外の職務発明模範事例を厳選して「職務発明ドキュメンタリー」を制作・放映した。また、職務発明補償制度を導入しようとする企業が直ぐ活用できるよう職務発明制度の概要、関連法令、主要争点及び優秀事例を網羅して「職務発明制度便覧」、「2012年職務発明制度運営優秀事例集」、「争点別職務発明韓・日判例150選」及び「職務発明補償規定標準モデル」を発刊し、特許庁及び職務発明のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を通じて必要な時に企業に活用できるようにした。

＜図Ⅲ－3－12＞職務発明ホームページ及び広報映像



さらに、企業などが職務発明補償制度を自発的に導入し、職務発明に対する正当な補償と企業の技術革新を実現するよう政策的に支援するため、職務発明補償を模範的に実施している中小・中堅企業に「特許技術戦略的事業化支援事業」及び「特許情報総合コンサルティング事業」で加点を付与した。

ハ．評価及び発展方向

2012年度職務発明補償規定を保有・活用している民間企業の職務発明補償の導入率

は43.8%で、2011年に比べて多少増加した。

＜表Ⅲ－3－20＞民間企業の職務発明補償制度導入比率

年度	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
全体	38.3%	36.3%	39.6%	46.4%	42.6%	43.8%
大企業	75.0%	79.1%	84.0%	74.2%	63.3%	72.9%
中小企業	29.7%	24.7%	25.5%	38.2%	34.3%	26.0%

＊ 出処：2012年度知的財産活動実態調査(2013.2、韓国知識財産研究院)

大企業の職務発明補償制度の導入率は72.9%で2011年に比べて大きく上昇した。最近特許紛争が話題になり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになるにつれ、IP専門担当組織や人材を備えている大企業の場合は迅速に職務発明補償規定を設けて運営しているものと判断される。

一方、中小企業の職務発明補償制度の導入率は26.0%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度の導入を促進するためにはより積極的な政策が必要であると見られる。

そこで、特許庁は「出前職務発明説明会」と「職務発明トータルコンサルティング」を通じて企業が必要とするオーダーメイド型情報支援を持続的に推進し、「職務発明補償規定標準モデル」や「職務発明補償制度運営優秀事例」を通じて国内企業が職務発明補償制度を簡単に導入できるように広報を展開する計画である。

さらに、中小企業などが職務発明補償制度を迅速に導入できるようにするために職務発明補償規定を設け、職務発明に対する補償を模範的に実施する中小・中堅企業を「職務発明補償優秀企業」として認証し、優秀企業として認証を受けた企業に特許優先審査、登録料の減免及びIP-R&D戦略支援など政府支援事業に参加する際に加点を付与するなど職務発明補償優秀企業に対するインセンティブを拡大する計画である。